

平成29年度
監 査 結 果 報 告 書

<財務・行政監査>

<出資団体等監査及び指定管理者監査>

平成30年3月

尼崎市監査委員

尼 監 報 告 第 17 号

平成 30 年 3 月 26 日

様

| | | | | |
|---------|---|---|---|---|
| 尼崎市監査委員 | 今 | 西 | 昭 | 文 |
| 同 | 藤 | 川 | 千 | 代 |
| 同 | 久 | 保 | 高 | 章 |
| 同 | 松 | 澤 | 千 | 鶴 |

平成 29 年度 監査結果報告

地方自治法第 199 条の規定に基づき監査を行ったので、その結果に関する報告を次のとおり提出します。

目 次

「都市監査基準」の適用に伴う監査手続の変更について 2

1 監査結果の総括

平成29年度監査結果を総括して 7

2 財務・行政監査

〔監査の実施手順〕 13

(1) 危機管理安全局 15

(2) 資産統括局 18

委員要請事項 課税客体（小型特殊自動車）の捕捉について 20

(3) 市民協働局 22

(4) 健康福祉局 26

(5) こども青少年本部事務局 30

(6) 経済環境局 33

委員措置要求事項 かんがい施設使用料の金額設定について 36

委員要請事項 1 産業振興事業の業務委託について 38

委員要請事項 2 農業公園の事業目的について 41

(7) 都市整備局 43

委員措置要求事項 塚口駅南自転車駐車場の土地・建物使用料について 46

委員要請事項 塚口駅南自転車駐車場の事業形態について 49

(8) 水道局 51

委員要請事項 漏水調査について 53

(9) 教育委員会事務局 55

(10) 工事監査 58

3 出資団体等監査及び指定管理者監査

〔監査の実施手順〕 63

出資団体監査・指定管理者監査

尼崎中高年事業株式会社 【尼崎市立立花地区会館・尼崎市立園田地区会館】 65

委員要請事項 尼崎中高年事業株式会社の今後の運営について 73

指定管理者監査

(1) 尼崎中高年事業株式会社・公益財団法人尼崎市シルバー人材センター共同事業体 【尼崎市立自転車駐車場（北西部地域）】 76

(2) 公益財団法人自転車駐車場整備センター・株式会社駐輪サービス共同事業体 【尼崎市立自転車駐車場（北東部地域）】 84

(3) 株式会社阪神ステーションネット・株式会社アーキエムズ共同事業体 【尼崎市立自転車駐車場（南部地域）】 90

委員措置要求事項 収支報告に基づく事業の評価検証について（3者共通） 95

課題の分類について

監査の結果検出された課題は、その性質及び重要度により次の4つに分類している。

1 **委員措置要求事項**

監査委員が所要の是正措置を講ずるよう求める事項

2 **委員要請事項**

監査委員が改善を要請する事項

3 **事務局改善要求事項**

1及び2に該当する事項を除き、過誤が軽微な事項で、監査事務局から所要の改善を行うよう求めるもの

4 **事務局要請事項**

1から3に該当する事項を除き、監査事務局からより一層の改善を促すため要請する事項

本報告書には1、2に分類された課題を掲載しているが、必要に応じて3、4に分類された課題にも言及している。

「都市監査基準」の適用に伴う監査手続の変更について

全国都市監査委員会により策定された「都市監査基準」の適用に伴い、本市においても、平成29年4月1日に同基準に準拠して尼崎市監査基準の全面改訂を行い、これに則って監査手続を変更した。以下、変更の趣旨と変更点の概要を述べる。

背景

1 地方自治法が定める監査委員監査

同法は、監査委員が市の事務事業を監査するに当たっては、特に「住民の福祉の増進」「最少経費・最大効果」「組織及び運営の合理化」「規模の適正化」の観点から行うべきことを定めている。

しかしながら、従来の自治体監査は一般に合規性、正確性のチェックが中心となっており、こうした法の趣旨を踏まえた監査への転換が課題であった。

地方自治法

第2条 …略…

⑭ 地方公共団体は、その事務を処理するに当たっては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。

⑮ 地方公共団体は、常にその組織及び運営の合理化に努めるとともに、他の地方公共団体に協力を求めてその規模の適正化を図らなければならない。

…略…

第199条 監査委員は、普通地方公共団体の財務に関する事務の執行及び普通地方公共団体の経営に係る事業の管理を監査する。

② 監査委員は、前項に定めるもののほか、必要があると認めるときは、普通地方公共団体の事務(…略…)の執行について監査をすることができる。この場合において、当該監査の実施に関し必要な事項は、政令で定める。

③ 監査委員は、第1項又は前項の規定による監査をするに当たっては、当該普通地方公共団体の財務に関する事務の執行及び当該普通地方公共団体の経営に係る事業の管理又は同項に規定する事務の執行が第2条第14項及び第15項の規定の趣旨にのっとってなされているかどうか、特に、意を用いなければならない。

…略…

2 国による監査制度の見直しと、「都市監査基準」の策定

平成22年12月、会計検査院の検査報告書で、全ての都道府県及び政令指定都市に「預け」等の不適正経理が存在することが指摘されたが、いずれも当該地方公共団体の監査では指摘を受けていなかったことが明らかになった。

これを問題視した総務省は、監査制度の見直しを本格化させ、「地方公共団体の監査制度に

関する研究会報告書（平成 25 年 3 月）」を取りまとめた。

同報告書では、全国統一の監査基準の必要性が指摘され、これを第三者が作成すべきとされた。これに対し、814 都市等（H28）が加入する全国都市監査委員会は、統一基準の必要性を認めた上で、「地方分権の趣旨を踏まえ主体的に策定すべき」との認識に至り、平成 27 年 8 月に「都市監査基準」を策定、平成 29 年度から全会員都市において適用することとした。

本基準の特色は次のとおりである。

(1) 規範性・品質管理

会員都市は原則として本基準に則って監査等を実施しなければならないとする。

また、監査等の品質が本基準に準拠していることを担保するため、監査等の手続や調書の保存等のルールを整備し、これに基づいて行われているかを監査委員が評価することとする。

(2) 「リスク・アプローチ手法」の導入

限られた監査資源（人・時間）を有効に活用し、効率的・効果的な監査を行うため、リスクの高い所属や事務事業に重点的に監査資源を配分することとする。

(3) 監査等において“3E”に着目すべきことを明記

地方自治法に定める『最少経費・最大効果』『組織及び運営の合理化』の観点からの監査』を実効的に行うこととする。

※3E： Effectiveness 有効性 / Efficiency 効率性 / Economy 経済性

3 「これからの自治体ガバナンスのあり方」を受けた地方自治法改正

平成 28 年 3 月、総理大臣の諮問を受けた第 31 次地方制度調査会により、「人口減少社会に的確に対応する地方行政体制及びガバナンスのあり方に関する答申」が取りまとめられた。

この中で、地方公共団体は人口減少社会において合意形成が困難な課題について解決することが期待されていること、また、住民の福祉の増進に努め、最少の経費で最大の効果を挙げるよう、地方公共団体の事務の適正性の確保の要請が高まっていることを背景に、「長、監査委員等、議会、住民が、役割分担の方向性を共有しながら、それぞれが有する強みを活かして事務の適正性を確保することが重要」という考え方が基本として示されている。

その方策としては、①長による内部統制の制度化 ②監査委員監査の強化 ③住民訴訟制度の見直しの 3 つの取組をパッケージとして実施すべきとされ、監査委員に対しては内部統制体制の整備に資する監査が期待されている。

また、監査基準については、「地方公共団体は、統一的な監査基準に従って監査を実施することとするが、当該監査基準の内容については、地方分権の観点から、国が定めるのではなく、地方公共団体が…共同して定めることが適当である」とされており、「都市監査基準」はこれに位置づけられる。

この答申を受けて、平成 29 年 3 月、上記①～③の内容を含む「地方自治法等の一部を改正する法律案」が衆議院に提出され、6 月、同法が成立、公布された。

監査手続の変更の考え方

上記背景を踏まえ、本市においても、平成 29 年度から「都市監査基準」に準拠して全面改訂した「尼崎市監査基準」に則って監査等を実施することとした。

「都市監査基準」は、監査等の目的について、「行財政運営が…公正で合理的かつ効果的に実施されているかを住民の視点に立って確認」し、「都市の行財政運営の健全性と透明性の確保に寄与」することであると明記している。さらに、この目的を果たすために「監査委員は…監査等の対象組織に対し、適切に指導的機能を発揮しなければならない」としている。

この観点から本市の従来の監査手続を見ると、行財政運営が「公正」であるのみならず「合理的かつ効果的に実施されているか（“3E”）」まで確認するために必要な手続、すなわち、対象組織の実務の現状や事務事業の成果に関する十分な情報の取得や、これらの分析、考察という手順が確保されているとは言い難い状況であった。また、“3E”の視点による監査意見を行財政運営の改善に生かすための、対象組織との意見交換、意思伝達といった手順も不十分であった。

以上の課題に対応するため、監査手続の見直しを行った。主な変更点は次のとおりである。

(1) リスク評価の実施

「リスク・アプローチ手法」導入のため、監査に先立ち、各組織のリスク評価を実施する。

(2) 予備調査の実施

監査対象組織の実務の現状や事務事業の成果に関する十分な情報を取得し、監査の着眼点を適切に絞り込むため、予備調査を実施する。

(3) 所属長ヒアリングの実施

監査の着眼点と検出事項について対象組織に十分説明し、意見を聴取することで、認識の共有を図り措置を促進するため、監査報告書の作成に先立ち、所属長に対し事務局のヒアリングを実施する。

ヒアリングは、対象組織に対し各検出事項の事実の存否及び対応についての見解を確認する「課題事項確認書」を元に行う。書面で確認することで、対象組織の行財政運営の透明性の確保を企図する。

(4) 年間に行う監査の時期、回数の変更

財務・行政監査は、従来年 2 回（4 月～・8 月～）行っていたが、手続の上記変更に伴い、年 1 回とする。

1 監査結果の総括

平成 29 年度監査結果を総括して

今年度の監査結果から、特に市全体の問題として取り組むべき事項は次のとおりである。

例年、監査を通じて様々な問題点を指摘しているが、指摘に当たっては、表面的な事象に留まらず、事象の奥にある「問題の本質」について考察し、その本質が何であるかについて当該部局と議論し、極力認識を共有するべく努めてきた。

その結果、今年度の指摘事項については、ほとんどの所管部局から是正の方向で検討する旨の回答を得ているものの、再発防止の鍵となる「問題の本質」についての認識の共有は、やはり「言うは易く行うは難し」で、大組織にありがちな共有を妨げる「組織の論理・壁」を実感せざるを得ない。その乗り越えるべきハードルの高さに、容易ならざる努力の必要性を痛感するところである。

以下、具体的事例に則して考察していくこととする。

1 「結論ありきの行政」に潜む根深い危うさについて

本市は、行政課題が多様化するなか、より効率的・効果的な運営による課題解決を目指して、これまで様々な組織体とのアライアンス（協働）を行ってきているが、外郭団体は、従来から続いている組織体の一つである。

(1) 塚口駅南自転車駐車場の土地・建物使用料について

＜尼崎中高年事業株式会社＞

本事例の経緯と現状及び課題等については、「委員措置要求事項」(P. 46～48)として詳細は記載のとおりである。

要するに本事例は、自立支援という外郭団体設立当初の市の方針に囚われ、使用料算出方法の変更の際し、その必要性の有無（同社は、平成 18 年度末時点で既に利益剰余金約 8 億円を計上しており、従来以上の優遇措置となる本変更はかえって自立の妨げである。）や根拠となる法令適用の妥当性などの十分な検証を行わず、しかも、その後約 10 年にわたって何ら見直しをすることなく今日まで毎年度更新し続けてきた事例である。

この事例について考察すると、条例等の改正（平成 19 年度）により同算出方法の変更を余儀なくされた際の当事者の認識は、「自立支援の継続が既定路線となっていた局内外の状況のなかで、使用料について前々年度末に定めた内容以上に負担を求める算定は許されず、少なくとも同程度以下に抑え込まなければならない」という、正に「結論ありき」ではなかったかと思われる（そうでなければ、記載のような明らかに無理を重ねた矛盾のあるロジックに基づく変更が行われるはずがない。）。

このような結論ありきの意思決定は、問題の本質を直視した上でのあるべき方策の立案・検討（本事例では、「自立支援継続の必要性の有無」や「駐車場事業形態のあり方～委員要請事項（P. 49～50）参照」など）が行われない結果、その後に禍根を残すことになる。

具体的には、今日まで本事例に携わってきた局長以下各階層の数多くの後任者は、毎年度の更新のタイミングで少し注意して見れば、特に問題のある「建物使用料算定の異常さ」(※)に疑問を持ったはずであるが、誰一人として何ら見直しに動かなかった背景には、更新手続が形骸化していたということだけではなく、結論ありきの意思決定により形成された「組織の論理・壁」という高いハードルがあったからだと考えざるを得ない。

すなわち、委員監査会等を通じて確信したことは、「一度下した過去の重要な行政判断を覆すには、通常、相当のエネルギーと覚悟が必要であることは容易に想像できることであり、したがって、仮に疑問が生じても敢えてその解決には踏み込まないという、いわゆる思考停止状態に自らを置いてしまう」ということである。

このように、意図をもった「結論ありきの行政」は、その結論を導くために無理なロジックや法令等の曲解を生み、見直しのハードルが高くなることでその後の不作為の連鎖に繋がるといふ、極めて根深い危うさを内包していると言える。そして、この根深い危うさは、本質的には「組織風土のあり方」に関係すると考えられ、これについては、本文の最後に考察することとする。

(※) 「建物使用料算定の異常さ」とは、使用料の算定方法が、取得価額の1割になるまで毎年度一定額下がり続ける（旧定額法）減価償却後の残存価額に一定割合を乗じたものとなっているため、適用する使用料が、その減価償却後の残存価額に連動して最下限まで毎年度下がり続けるというあり得ない結果となること。

なお、同社をはじめとする幾つかの外郭団体について所管部局は、各団体の社会的役割の変化等を踏まえ、統廃合を含めた今後の方向性について検討中とのことであるが、各団体は、本事例のように市の現職幹部が要職を兼務しているケースが多い。

これについては、特に本事例のような問題が生じたとき利益相反行為の疑念を持たれるなど望ましいことではなく、早急に見直しを検討すべきであることを申し添えておきたい。

(2) 産業振興事業の業務委託（特に、サポートファイナンス事業）について

＜公益財団法人尼崎地域産業活性化機構＞

本事業の概要及び課題等については、「委員要請事項」（P. 38～41）として詳細は記載のとおりである。

要するに本事例は、産業振興事業に関する一括業務委託（法的には「準委任契約」）。委託事業は計22事業、委託料予算総額約40百万円)において、パフォーマンスの良くない個別事業（サポートファイナンス3事業における補助金予算の執行率は4%～25%）の実績評価と事業全体の適正性評価のあり方に関する事例である。

所管部局主張の要旨は、「個別事業の評価に当たっては、その実績のみで行うのではなく、全事業を一体として事業間のシナジー（相乗）効果を加味して行うべきである。同財団は、総合的かつワンストップの支援窓口としてそのシナジー効果を発揮できるノウハウ等を蓄積

していることから、事業全体のシナジー効果があると判断しており、当該個別事業を概ね達成としている評価及び事業全体の適正性評価について特に問題はない」というものである。

けだし、その二つの評価に際してシナジー効果を考慮するのは当然のことである。しかしながら、シナジー効果とは、例えて言えば「1+1」が「2」ではなく「3」になることであり、本事例のように、個別事業の実績が予算を大きく下回っている状況において所管部局の主張が説得力を持つためには、その未達部分以上のシナジー効果が他事業との間にあることを見える化して分かりやすく説明する必要がある。

そうでなければ、個別事業の予算執行率が2割前後と極めて低調であるにもかかわらず、事務委託料が取扱実績件数に関係なく予算額で支払われるため、1件当たり事務委託料の実績が予算額比で最大2.5倍になっていることについて、費用対効果の観点より到底納得できるものではない。

すなわち、事業全体の評価は、第一義的には「全ての個別事業があるべき費用対効果をクリアーしているか」で行われ、そうでない事業がある場合には、「他事業との具体的なシナジー効果を加味したトータルでクリアーしているか」で判断されるべきである。

産業振興という重要施策の主翼を担う同財団への委託事業が、「22事業一括の予算40百万円ありき」の并勘定であってはならず、委託事業全体の適正性の判断には、個別事業の費用対効果との整合及び事業間のシナジー効果の見える化が必要であると考えられる。

2 モニタリング機能（監視・評価・是正）の重要性について

(1) 指定管理者制度における収支報告の不備について

指定管理者制度における収支報告の趣旨及び課題等については、「委員措置要求事項」(P. 95～97)として詳細は記載のとおりである。

要するに本事例は、指定管理者制度の趣旨が、「直営からモニタリング側へ」という、いわゆる事後統制への転換による施設の管理運営の質の向上（利用者サービスの向上と経費の削減）であり、そのために最も重要なことは、指定管理者から提出される業務実績に基づく収支報告内容の正確性チェックと的確な分析・評価であるということに対する、基本的な理解と実践が極めて不十分であるという事例である。

指定管理者制度の運用上の問題については、これまでも様々な点について毎年度指摘してきているが、そのなかで昨年1月には、本制度の統括部局に対し、問題の実態把握と評価及び制度運用の見直しに対する全庁的取組を要請した。

現在、関連部局との間で鋭意見直しが行われているはずであるが、未だ、最も基本となる業務実績に基づく収支報告内容について、その正確性のチェックはおろか形式の統一さえされておらず、その結果、施設所管部局は、公の施設の設置責任者として地方自治法第244条の2第10項にいうところの責務を果たしていない状況である。

したがって、制度統括部局に対し、既に要請している全庁的見直しについて、改めて、真摯かつ責任ある早期の対応を強く要請する。

(2) かんがい施設使用料の金額設定について

かんがい施設使用料の金額設定に関する経緯と現状及び課題については、「委員措置要求事

項」(P.36～37)として詳細は記載のとおりである。

要するに本事例は、現在徴収しているかんがい施設使用料が、昭和27年条例制定時又は昭和41年改正時(改正内容不明)以降、少なくとも50年以上にわたって見直されず、毎年度些少な金額(平成28年度実績で年間一戸平均176円、対象農家277戸)を数倍のコストをかけて徴収し続けているという、極めて不合理な事例である(参考：国家公務員の初任給；平成27年は、昭和27年比約24倍、同41年比約8倍)。

本件について所管部局は、監査の指摘前からその不合理さを問題視していたとのことであるが、見直しに向け局内外に働きかけることなく今日に至っており、正にモニタリング機能が働いていなかった事例と言える。

本件同様の事例は、

- ・課税客体(小型特殊自動車)の捕捉漏れ(P.20～21)
- ・農業公園の事業目的と実態のかい離への未対応(P.41～42)

など多々あり、いずれもモニタリングの機能不全によるものである。

以上、今年度の監査事例を大きく二つに区分して考察してきたが、その二つに共通しているのは、不作為の連鎖に繋がるモニタリング機能(監視・評価・是正という一連の機能)の脆弱性である。すなわち、担当者が異常に気が付いても(「監視」、適正な「評価」がなされない、又は、見直すべきという評価ができていても「是正」行動に踏み切れない、という構図が見て取れる。

このような不作為の繰り返し、やがて「前例踏襲・事なかれ主義の組織風土」を醸成していくこととなり、その結果、地方自治法第2条第14項に定める「住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げる」という行政最大の使命遂行に支障を来すことになるのである。

このことを常に肝に銘じ厳しく自戒すべきである。

組織風土は、組織トップ自らの姿勢を反映するものと言われる。

「問題の本質を直視することから逃げない」、「悪しき前例を改めることに躊躇しない」、そして、「結果責任を負うことを恐れない」というトップの姿勢が、何か困難な問題に直面した部下職員を、その解決に向け敢然と立ち向かわせる組織風土を作るのだと信じる。

本市は、そう遠くない過去において厳しい教訓を得る事件を経験している。

市長をはじめ各組織の幹部職員は、そのような事件が二度と起きない組織風土の醸成に努力されてきたところである。その努力を、より実りあるものとするためにも、今回指摘した事例などを踏まえ、各組織及び職員一人一人の「モニタリング機能の発揮」、ひいては昨年6月の地方自治法改正の主要テーマである「内部統制体制の強化」に向け、従来にも増して注力されるよう要請する。

監査委員においても、本報告書冒頭に記載しているように、今年度から実施している新しい監査基準に基づく監査委員監査を通じ、「行財政運営の健全性と透明性の確保に寄与し、もって住民の福祉の増進と市政への信頼確保に資する」という監査目的を達成するべく最大限努力する所存である。

以上

2 財務・行政監査

平成 29 年度 財務・行政監査 〔監査の実施手順〕

平成 29 年度財務・行政監査は、次の手順に従って実施した。

1 監査対象課の選定

(1) 監査重点項目の設定

【平成 29 年度監査重点項目】

- a 受益者に負担を求める業務を行っている。
- b 建物やインフラを所管している。
- c 土地又は建物の貸付けを行っている。

(2) リスク評価の実施と監査対象課の選定

各課について、監査重点項目と「業務上のリスクを生む要因」の有無による評価を行い、これを参考に調査の効率性等も考慮して監査対象課を選定する。(9 局 44 課)

2 監査における着眼点の設定

(1) 「リスク仮説検討対象事業」の選定とリスク仮説の設定

- ① 1 課につき 5 中事業程度を「リスク仮説検討対象事業」として選定し、監査対象事業とする。

〔選定方法〕

3E 視点の課題は、予算規模が大きいほどその影響も大きいと考えられるため、平成 29 年度当初予算額を基準に選定する（選定した事業に付随する事業が別にある場合は、併せて選定する。）。なお、監査重点項目の該当事業は、予算額の多寡によらず選定する。

- ② 「リスク仮説検討対象事業」各事業について、次の着眼点によりリスク仮説を設定する。

ア 監査重点項目 a（受益者に負担を求める業務を行っている。）

使用料、手数料等が適切な根拠に基づいて設定され、賦課・徴収が適正に行われているか。

イ 監査重点項目 b（建物やインフラを所管している。）

建物が適切に保守管理されているか。

ウ 監査重点項目 c（土地又は建物の貸付けを行っている。）

土地又は建物の貸付けが適正に行われているか。

エ 事業手法

事業手法と期待する効果との間に合理性があるか。

オ 成果検証

成果検証が適切に行われ、事業改善に反映されているか。

カ 実施方法（直費、業務委託等）

事業を効率的・効果的・経済的に実施するために最適な実施方法がとられているか。

キ 業務委託又は指定管理の管理

業務委託（指定管理）に当たり、事業者の選定、委託（指定管理）料の設定、履行確認等、必要な管理が適正に行われているか。

ク その他、事業実施に伴う事務に関すること

個人情報の保護、暴力団等の排除、参加者の安全確保等、リスク回避の対策が適切に取られているか。

(2) 予備調査の実施と本調査における着眼点の設定

リスク仮説に基づいて予備調査（資料入手、対象課への照会等）を行うことで、リスクが高いと見込まれる事業をさらに絞り込み、本調査における着眼点（検証すべき事項）を設定する。

3 本調査の実施

(1) 着眼点の検証

2で設定した着眼点を中心に、担当者等への質問、実査、関係書面の調査等を行い、事実を検証する。なお、本調査の過程で着眼点以外に関する課題が検出された場合は、当該事項についても併せて検証を行う。

(2) 事務一般の適正性に関する調査の実施

(1)と並行して、事務一般が適正に執行されているかを確認するため、現金及び重要物品の管理状況の調査、近接旅費の支出状況の抽出調査を実施する。

4 所属長ヒアリングの実施

本調査の結果検出された課題について、監査事務局から対象課の所属長に対し、その内容を説明するとともに、事実の存否及び対応への見解を確認する。

5 委員監査会の開催

監査委員が直接監査するための場として、委員監査会を開催する。

(1) 危機管理安全局

| | |
|-------|------------------------------|
| 対象組織 | 危機管理安全部 企画管理課、災害対策課、生活安全課 |
| 監査の期間 | 平成29年10月16日から平成30年3月2日まで |

第1 対象組織の役割及び主な監査対象事業

1 企画管理課

(1) 組織の役割

地域防災計画、水防計画及び国民保護計画、新型インフルエンザ等対策行動計画に関する事務、防災会議及び国民保護協議会に関する事務を行う。

(2) 主な監査対象事業

| 事業名 | 平成29年度当初予算(千円) |
|------------|----------------|
| 防災対策等事業 | 3,292 |
| 地域の防災力向上事業 | 34 |

2 災害対策課

(1) 組織の役割

災害及び国民保護等の危機管理に係る対策本部、防災等危機管理に係る事業及び訓練の実施、地域の防災力の向上、防災行政無線の管理・運用、その他防災等危機管理に関する業務を行う。

(2) 主な監査対象事業

| 事業名 | 平成29年度当初予算(千円) |
|------------|----------------|
| 防災情報通信事業 | 52,460 |
| 防災対策等事業 | 12,973 |
| 水防システム関係事業 | 5,141 |
| 地域の防災力向上事業 | 3,953 |

3 生活安全課

(1) 組織の役割

地域の暮らしの安全・安心を確保するため、交通安全思想の普及啓発や防犯事業のほか、暴力団排除の取組に関する事務、犯罪被害者等支援に関する事務、自転車施策の総合調整に関する事務を行う。さらに、消費生活相談及び計量思想の普及啓発など、消費者の安全・安心に関する事務も行う。

(2) 主な監査対象事業

| 事業名 | 平成 29 年度当初予算(千円) |
|----------------|------------------|
| 街頭犯罪防止事業 | 11,620 |
| 消費生活相談事業 | 9,380 |
| 自転車総合政策推進事業 | 8,419 |
| 消費者行政活性化事業 | 6,515 |
| 施設維持管理事業 | 5,782 |
| 定期検査等委託事業 | 4,948 |
| 消費生活啓発事業 | 4,140 |
| 計量器検査関係事業 | 166 |
| 歳入：消費生活センター使用料 | 118 |
| 歳入：計量器検査等手数料 | 7 |

第2 監査の結果

監査の結果、対象組織においては、委員措置要求事項、委員要請事項にあたる課題は検出されなかった。

しかしながら、業務委託において契約事務の誤りや履行確認の不備といった事例が見られた。また、災害備蓄品の一部について、帳簿上の数と実際の在庫数が一致しないものがあった。これらのことについては、監査事務局から対象組織に対し改善を要求した。(事務局改善要求事項)

(2) 資産統括局

| | |
|-------|-------------------------------------|
| 対象組織 | 税務管理部 税務管理課、資産税課、市民税課、納税課、特別処理担当 |
| 監査の期間 | 平成29年10月16日から平成30年3月2日まで |

第1 対象組織の役割及び主な監査対象事業

1 税務管理課

(1) 組織の役割

軽自動車税の課税、市税等に係る各種証明の発行や、税務情報の収集および整理、税制の調査・研究、システムの維持管理等税務に関する総合的な事務を行う。

(2) 主な監査対象事業

| 事業名 | 平成29年度当初予算(千円) |
|-------------------|----------------|
| 公的年金特別徴収等システム関係事業 | 15,580 |
| 歳入： 県税徴収交付金 | 670,086 |
| 歳入： 軽自動車税（現年課税分） | 363,606 |
| 歳入： その他の手数料 | 18,649 |
| 歳入： 督促手数料 | 9,765 |

2 資産税課

(1) 組織の役割

固定資産税、都市計画税、事業所税の課税・調定等を行う。

(2) 主な監査対象事業

| 事業名 | 平成29年度当初予算(千円) |
|------------------|----------------|
| 固定資産評価関係事業 | 41,199 |
| 税務帳票作成関連事業 | 11,868 |
| 歳入： 固定資産税（現年課税分） | 32,995,019 |
| 歳入： 都市計画税（現年課税分） | 6,965,789 |
| 歳入： 事業所税（現年課税分） | 3,193,250 |

3 市民税課

(1) 組織の役割

個人市民税及び県民税、法人市民税、市たばこ税並びに入湯税の課税・調定等を行う。

(2) 主な監査対象事業

| 事業名 | 平成29年度当初予算(千円) |
|------------|----------------|
| 税務帳票作成関連事業 | 23,896 |

| | |
|------------------|------------|
| 歳入： 個人市民税（現年課税分） | 23,089,025 |
| 歳入： 法人市民税（現年課税分） | 6,483,159 |
| 歳入： 入湯税（現年課税分） | 18,615 |

4 納税課

(1) 組織の役割

市税等の収入事務、滞納となった市税等のうち 50 万円未満の案件に関する徴収、滞納処分、不納欠損処分等を行う。

(2) 主な監査対象事業

| 事業名 | 平成 29 年度当初予算(千円) |
|----------------|------------------|
| 市税還付金、還付加算金等 | 458,000 |
| 例日収入整理業務等経費 | 20,040 |
| コンビニ収納関係事業 | 16,343 |
| 税務帳票作成関連事業 | 7,757 |
| 歳入： 各種税（滞納繰越分） | 1,026,530 |

（特別処理担当分を含む。）

5 特別処理担当

(1) 組織の役割

滞納となった市税等のうち、50 万円以上の案件に関する徴収、滞納処分、不納欠損処分等を行う。

(2) 主な監査対象事業

| 事業名 | 平成 29 年度当初予算(千円) |
|----------------|------------------|
| 歳入： 各種税（滞納繰越分） | 1,026,530 |

（納税課分を含む。）

第2 監査の結果

監査の結果、対象組織においては次の課題が検出されたので、記載のとおり取り組まれない。

委員要請事項

<課税客体（小型特殊自動車）の捕捉について>

〔税務管理課〕

1 軽自動車税の概要

軽自動車税は対象車両の所有に対する課税であり、対象車両は原動機付自転車・軽自動車・小型特殊自動車・二輪の小型自動車に分類され、4月1日現在の所有者に課される。それぞれの税額及び課税台数は次のとおりである。

〔税額及び課税台数〕（平成28年度調定 決算時点）

| 区 別 | | 税 額 | 課税台数 | 車体登録 | |
|----------|--------------|---------|----------------------------|-----------------------------|---------|
| 原動機付自転車 | 総排気量 50cc 以下 | 2,000 円 | 22,869 台 | 市 | |
| | 総排気量 50～90cc | 2,000 円 | 1,109 台 | | |
| | 総排気量 90cc 超え | 2,400 円 | 7,494 台 | | |
| | ミニカー | 3,700 円 | 252 台 | | |
| 軽自動車 | 一般用 | 二輪 | 3,600 円 | 5,540 台 | 陸運局 |
| | | 四輪以上 | 乗用 | 営業用 6,900 円 自家用 10,800 円 | |
| | 貨物 | | 営業用 3,800 円 自家用 5,000 円 | 10,552 台 | |
| | | 小型特殊自動車 | 特殊作業用 | | 5,900 円 |
| 二輪の小型自動車 | | 6,000 円 | 4,441 台 | 陸運局 | |
| 合 計 | | | 79,480 台 | | |

※ 四輪以上の軽自動車については、平成28年4月1日から環境性能に応じて減税されるグリーン化特例等が実施されている。

所有者の申告に基づきナンバープレートが発行され、課税される。所有に対する税であるため、公道を走らない場合であっても、申告、ナンバープレートの設置、納税の義務を負う。

2 課題

地方卸売市場の場内で、場内事業者が使用しているフォークリフト（小型特殊自動車）の一部を確認したところ、約10台のうちナンバープレートが設置されているものは1台のみであった。このことから、民間事業所等にも未申告の小型特殊自動車が相当数存在すると推測されるが、そ

の実態は把握できておらず、課税の公平性の観点から問題がある。

【要請の内容】

小型特殊自動車に係る軽自動車税については、所有者の申告に基づき課税するものであるが、税の公平性の観点から、納税者任せにすることなく工夫と努力をもって課税客体の捕捉及び徴収に取り組むよう要請する。

このほか、市民税の減免申請処理決裁書における件数の記載誤り、徴収嘱託員の使用する領収書における未使用納付書の確認未実施といった事例が見られた。また、一部の事務処理に軽微な誤りがあった。これらのことについては、監査事務局から対象組織に対し改善を要求した。(事務局改善要求事項)

(3) 市民協働局

| | |
|-------|---|
| 対象組織 | 市民サービス部 マイナンバーカード普及担当、市民課、窓口担当、阪神尼崎サービスセンター担当、JR尼崎サービスセンター担当、阪急塚口サービスセンター、国保年金管理担当、国保年金課、後期高齢者医療制度担当 |
| 監査の期間 | 平成29年10月16日から平成30年3月2日まで |

第1 対象組織の役割及び主な監査対象事業

1 マイナンバーカード普及担当

(1) 組織の役割

社会保障・税番号制度の導入に伴う個人番号カードの交付及び普及を図る。

(2) 主な監査対象事業

| 事業名 | 平成29年度当初予算(千円) |
|---------------------|----------------|
| 番号制度等導入関係事業 | 122,212 |
| コンビニ交付等市民窓口改善事業 | 45,027 |
| 歳入： 個人番号カード交付事業費補助金 | 52,778 |
| 歳入： 個人番号カード交付事務費補助金 | 6,053 |
| 歳入： コンビニ交付事業者収入 | 4,528 |
| 歳入： 個人番号カード等再交付手数料 | 800 |

2 市民課・窓口担当

(1) 組織の役割

各種証明書の発行などの窓口サービスに加え、窓口サービスの向上に係る施策の企画及び立案や、サービスセンターとの連絡調整を行う。また、コンビニ交付サービス等に係る業務を行う（平成28年度はマイナンバーカード普及担当が実施）。

(2) 主な監査対象事業

| 事業名 | 平成29年度当初予算(千円) |
|-----------------|----------------|
| コンビニ交付等市民窓口改善事業 | 195,376 |
| 戸籍住民基本台帳事務等関係事業 | 96,123 |
| 歳入： 戸籍及び住民票等手数料 | 97,641 |
| 歳入： その他の手数料 | 841 |

3 阪神尼崎サービスセンター担当

(1) 組織の役割

各種証明書の発行などの窓口業務を行う。

(2) 主な監査対象事業

| 事業名 | 平成 29 年度当初予算(千円) |
|-----------------|------------------|
| サービスセンター等管理運営事業 | 292 |
| 歳入： 戸籍及び住民票等手数料 | 11,461 |
| 歳入： その他の手数料 | 2,399 |

4 JR尼崎サービスセンター担当

(1) 組織の役割

各種証明書の発行などの窓口業務を行う。

(2) 主な監査対象事業

| 事業名 | 平成 29 年度当初予算(千円) |
|------------------|------------------|
| JR尼崎サービスセンター移転事業 | 159,610 |
| サービスセンター等管理運営事業 | 17,870 |
| 歳入： 戸籍及び住民票等手数料 | 19,573 |
| 歳入： その他の手数料 | 4,620 |

5 阪急塚口サービスセンター

(1) 組織の役割

各種証明書の発行などの窓口業務を行う。

(2) 主な監査対象事業

| 事業名 | 平成 29 年度当初予算(千円) |
|------------------|------------------|
| 阪急塚口サービスセンター移転事業 | 82,549 |
| サービスセンター等管理運営事業 | 25,395 |
| 歳入： 戸籍及び住民票等手数料 | 24,158 |
| 歳入： その他の手数料 | 5,350 |

6 国保年金管理担当・国保年金課

(1) 組織の役割

国民健康保険の給付・審査や、国民健康保険料の賦課・徴収業務に加え、国民健康保険に係る調査や計画等を行う。また、国民年金に係る受付業務等を行う。

(2) 主な監査対象事業

| 事業名 | 平成 29 年度当初予算(千円) |
|-------------------------|------------------|
| 保険料収納関係事務経費(特会) | 127,577 |
| 資格賦課関係事務経費(特会) | 34,357 |
| あんま・マッサージ・はり・きゅう施術費(特会) | 16,565 |
| 収納率向上特別対策事業(特会) | 5,617 |

| | |
|-----------------|------------|
| 歳入： 国民健康保険料（特会） | 10,260,491 |
| 歳入： 繰入金（特会） | 5,981,896 |

7 後期高齢者医療制度担当

(1) 組織の役割

後期高齢者医療保険料の徴収業務や各種窓口業務等を行う。

(2) 主な監査対象事業

| 事業名 | 平成 29 年度当初予算(千円) |
|--------------------------------|------------------|
| 後期高齢者医療あんま・マッサージ・はり・きゅう施術費助成事業 | 16,202 |
| 徴収関係事務経費（特会） | 11,213 |
| 歳入： 後期高齢者医療保険料（特会） | 4,398,634 |
| 歳入： 兵庫県後期高齢者医療制度特別対策補助金 | 18,132 |

※ 特別会計における事業については、事業名の後に（特会）と表記している。

第2 監査の結果

監査の結果、対象組織においては、委員措置要求事項にあたる課題は検出されなかった。

なお、国民健康保険制度は、現在市町単位で運営されているところ、平成30年度から県単位での運営に移行することとなっており、本市の独自施策（財政健全化繰入金、保険料の特別減免、あんま・マッサージ・はり・きゅう施術費の助成）の意義を見直すタイミングとなっている。

そこで委員監査会において、このような制度改革の過渡期にあって本市の独自施策のあり方をどのように考えているか確認したところ、財政健全化繰入金を廃止する一方、他の2施策は継続するとのことであったため、今後の国・県・他都市の動向を注視し、引き続き独自施策の目的の明確化、手法の合理性の検討及び効果検証を十分行い、その必要性を検討するよう要請した。

また、一部の事務処理に軽微な誤りがあったため、監査事務局から対象組織に対し改善を要求した。（事務局改善要求事項）

(4) 健康福祉局

| | |
|-----------|---|
| 対 象 組 織 | 法人指導課 福祉部 福祉課、高齢介護課、包括支援担当、介護保険事業担当、福祉医療課 |
| 監 査 の 期 間 | 平成 29 年 10 月 16 日から平成 30 年 3 月 2 日まで |

第 1 対象組織の役割及び主な監査対象事業

1 法人指導課

(1) 組織の役割

適正な法人運営と施設サービス等の質の向上を確保することを目的とし、社会福祉法人の設立認可をはじめ、社会福祉法人・社会福祉施設・介護サービス事業者・障害福祉サービス事業者・認可外保育施設等の指導監査等を行うとともに、社会福祉法人及び社会福祉施設等の職員に対する研修を行う。

(2) 主な監査対象事業

| 事業名 | 平成 29 年度当初予算(千円) |
|---------------|------------------|
| 社会福祉法人指導監査等事業 | 1,946 |

2 福祉課

(1) 組織の役割

福祉施策基本方針や地域福祉計画の取りまとめをするとともに、日本赤十字社や社会福祉法人尼崎市社会福祉協議会、社会福祉法人阪神福祉事業団等の団体との連絡業務、民生委員・児童委員・民生児童協力員、更生保護・更生援護事業、各種福祉サービスの受付、臨時福祉給付金に係る業務を行う。

(2) 主な監査対象事業

| 事業名 | 平成 29 年度当初予算(千円) |
|-------------------|------------------|
| 臨時福祉給付金給付関係事業 | 1,643,575 |
| 高齢者バス運賃助成事業 | 387,443 |
| 障害者バス特別乗車証交付事業 | 219,904 |
| 障害者 I C 乗車証交付事業 | 153,800 |
| 民生児童委員関係事業 | 80,103 |
| (尼崎市保護司会に建物無償貸付け) | 0 |

3 高齢介護課

(1) 組織の役割

市の高齢者施策に係る総括的な役割を担っており、高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画の策定をはじめ、高齢者等の住宅改造の支援、特別養護老人ホーム及び地域密着型サービス事業所の整備の促進、老人福祉センター及び老人福祉工場の運営指導、老人クラブの育成指導等の業務を行う。

(2) 主な監査対象事業

| 事業名 | 平成 29 年度当初予算(千円) |
|-----------------------------|------------------|
| 地域介護・福祉空間整備等事業 | 438,172 |
| 特別養護老人ホーム等整備事業 | 403,935 |
| 指定管理者管理運営事業 | 231,669 |
| 指定管理関係経費（老人福祉センター） | 1,022 |
| 軽費老人ホーム運営費補助金 | 64,107 |
| シルバーハウジング生活援助員派遣事業 | 40,890 |
| 老人福祉工場指定管理者管理運営事業 | 13,118 |
| 高齢者向けグループハウス運営事業 | 14,709 |
| 歳入： 土地建物貸付収入 | 2,149 |
| （特別養護老人ホーム 10 施設に係る土地無償貸付け） | 0 |

4 包括支援担当

(1) 組織の役割

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるような地域づくりを目的とし、地域包括支援センターを設置し、高齢者の総合相談や権利擁護、包括的・継続的支援及び介護予防ケアマネジメント等による高齢者の心身の健康の保持及び生活の安定のための援助を行うとともに、社会保障審議会、高齢者の介護等に係る保健福祉の相談等を行う。

(2) 主な監査対象事業

| 事業名 | 平成 29 年度当初予算(千円) |
|----------------|------------------|
| 地域包括支援センター運営事業 | 371,316 |
| 在宅医療・介護連携推進事業 | 13,526 |
| 認知症対策推進事業 | 12,987 |
| 介護予防対策事業 | 4,300 |

5 介護保険事業担当

(1) 組織の役割

介護保険に係る認定・資格得喪、保険者証の交付・回収及び管理、介護保険料の賦課・徴収及び滞納処分、介護保険の給付及び介護報酬請求審査といった業務とともに、介護サービス事業者等に係る指定・指導等の業務を行う。

(2) 主な監査対象事業

| 事業名 | 平成 29 年度当初予算(千円) |
|-----------|------------------|
| 通所型サービス事業 | 501,719 |
| 訪問型サービス事業 | 441,376 |
| 主治医意見書支払費 | 133,778 |
| 認定調査委託料 | 85,035 |
| 歳入： 介護保険料 | 8,249,870 |

6 福祉医療課

(1) 組織の役割

福祉医療に係る企画調整や調査及び統計を行うとともに、給付業務、請求書審査業務、支給資格の得喪、受給者証の交付、回収及び管理を行う。

(2) 主な監査対象事業

| 事業名 | 平成 29 年度当初予算(千円) |
|---------------|------------------|
| 障害者（児）医療費助成事業 | 1,821,197 |
| 乳幼児等医療費助成事業 | 912,876 |
| 母子家庭等医療費助成事業 | 129,254 |
| こども医療費助成事業 | 109,223 |
| 高齢期移行助成事業 | 54,781 |

第2 監査の結果

監査の結果、対象組織においては、委員措置要求事項、委員要請事項にあたる課題は検出されなかった。

しかしながら、施設運営の業務委託において委託料を支払う一方で当該施設の土地・建物を受託者に貸し付け、土地貸付料を受受している事例が見られた。また、システムのアクセス権を有する職員の半数以上が初期パスワードを変更していなかった。そのほか、一部の事務処理に軽微な誤りがあった。これらのことについては、監査事務局から対象組織に対し改善を要求した。(事務局改善要求事項)

(5) こども青少年本部事務局

| | |
|-----------|--------------------------------------|
| 対 象 組 織 | こども青少年部 こども政策課、こども家庭支援課、青少年課、児童課 |
| 監 査 の 期 間 | 平成 29 年 10 月 16 日から平成 30 年 3 月 2 日まで |

第 1 対象組織の役割及び主な監査対象事業

1 こども政策課

(1) 組織の役割

子ども及び青少年に係る政策や少子化対策の総合的な企画・立案・調整等を行う。

(2) 主な監査対象事業

| 事業名 | 平成 29 年度当初予算(千円) |
|---------------------|------------------|
| 尼崎市子どもの生活に関する実態調査事業 | 3,500 |
| 地域社会の子育て機能向上支援事業 | 389 |
| ティーンズミーティング開催事業 | 95 |

2 こども家庭支援課

(1) 組織の役割

児童手当や児童扶養手当並びに子育て世帯臨時特例給付金、在宅の子育て支援や母子家庭への支援に関する施策を実施する。

(2) 主な監査対象事業

| 事業名 | 平成 29 年度当初予算(千円) |
|--------------------|------------------|
| 児童手当給付関係事業 | 7,192,004 |
| 児童扶養手当給付関係事業 | 2,450,125 |
| 指定管理者管理運営事業(尼崎学園) | 199,277 |
| あまがさきキッズサポーターズ支援事業 | 60,545 |
| すこやかプラザ指定管理者管理運営事業 | 48,732 |
| すこやかプラザ指定管理関係経費 | 122 |
| 歳入： 尼崎学園費負担金 | 187,579 |
| 歳入： すこやかプラザ使用料 | 4,910 |
| 歳入： 土地建物貸付収入 | 2,916 |
| 歳入： 尼崎学園収入 | 730 |
| 歳入： 尼崎学園用地使用料 | 69 |

3 青少年課

(1) 組織の役割

青少年施策の企画調整、青少年センターの管理運営事業、少年補導委員活動事業等を行う。

(2) 主な監査対象事業

| 事業名 | 平成 29 年度当初予算(千円) |
|-----------------------|------------------|
| 指定管理者管理運営事業（美方高原自然の家） | 130,778 |
| 青少年いこいの家指定管理者管理運営事業 | 27,178 |
| 青少年センター管理運営事業 | 23,219 |
| 少年補導活動事業 | 17,969 |
| 青少年体育道場指定管理者管理運営事業 | 1,619 |
| 指定管理関係経費（美方高原自然の家） | 1,599 |
| 青少年体育道場指定管理関係経費 | 406 |
| 歳入： 美方高原自然の家使用料 | 29,838 |
| 歳入： 青少年センター使用料 | 2,309 |
| 歳入： 青少年いこいの家使用料 | 1,801 |

4 児童課

(1) 組織の役割

児童育成事業に係る企画調整、児童ホーム事業、こどもクラブ事業、子ども会及び母親クラブの育成等を行う。

(2) 主な監査対象事業

| 事業名 | 平成 29 年度当初予算(千円) |
|--------------------|------------------|
| 児童ホーム整備事業 | 169,800 |
| 放課後児童健全育成事業所運営費補助金 | 75,640 |
| 児童育成環境整備事業 | 51,907 |
| 児童ホーム維持管理事業 | 18,793 |
| 児童ホーム運営事業 | 5,365 |
| 歳入： 児童ホーム使用料 | 155,973 |

第2 監査の結果

監査の結果、対象組織においては、委員措置要求事項、委員要請事項にあたる課題は検出されなかった。

しかしながら、現金の収納において金融機関への振込遅延の事例が見られた。また、育成料に係る調定手続において、減免や還付により金額が変更となる場合があることから、年度内に収納されなかったものについて決算時にまとめて調定するという不適切な処理がなされていた。そのほか、一部の事務処理に軽微な誤りがあった。これらのことについては、監査事務局から対象組織に対し改善を要求した。(事務局改善要求事項)

(6) 経済環境局

| | |
|-------|--|
| 対象組織 | 経済特命担当 経済部 経済活性対策課、地域産業課、しごと支援課、農政課、地方卸売市場 |
| 監査の期間 | 平成29年10月16日から平成30年3月2日まで |

第1 対象組織の役割及び主な監査対象事業

1 経済特命担当

(1) 組織の役割

地方卸売市場に係る企画調整等及び経済部が所管する外郭団体の経営改善等を行うとともに、これらの組織の今後のあり方を定め、具体化を推進する。

[経済部所管の外郭団体]

| 所管課 | 団体名 | 市出資比率 * 出資団体 (出資比率25%以上) |
|--------|-----------------------|--------------------------------|
| 地域産業課 | 公益財団法人尼崎地域産業活性化機構 | 99.9% * |
| | 一般財団法人近畿高エネルギー加工技術研究所 | 2.2% |
| | 株式会社エーリック | 17.4% |
| | 尼崎都市開発株式会社 | 40 % * |
| | アミング開発株式会社 | 41.4% * |
| しごと支援課 | 公益社団法人尼崎市シルバー人材センター | — |
| | 尼崎中高年事業株式会社 | 56 % * |

(2) 主な監査対象事業

同担当は職員3人（部長、課長、課長補佐）が企画調整等の業務を行っているが、事業は実施していない（予算なし）。

2 経済活性対策課

(1) 組織の役割

尼崎版グリーンニューディール（AGND）を推進するとともに、工場や企業の立地促進・立地適正化、産業情報の収集・分析を行う。また、起業家の育成・支援事業として、学生の企業インターンシップ事業、創業拠点「アビーズ」の運営支援等を行う。

(2) 主な監査対象事業

| 事業名 | 平成 29 年度当初予算(千円) |
|---------------|------------------|
| 創業支援事業 | 16,678 |
| 市内企業魅力体感・発信事業 | 3,381 |
| 企業立地支援事業 | 3,157 |
| 事業所景況調査等事業 | 2,016 |
| サポートファイナンス事業 | 1,647 |

3 地域産業課

(1) 組織の役割

ものづくり産業の振興と人材育成を図り、中小企業の経営支援や技術開発支援、産業団体の育成指導等を行うとともに、リサーチコア（研究教育・研究開発地区）推進事業を所管する。また、商店街活性化や大規模小売店舗の立地に係る調整等の商業振興策や、駅前再開発施設の維持管理等を行う。

（所管外郭団体については経済特命担当の表を参照）

(2) 主な監査対象事業

| 事業名 | 平成 29 年度当初予算(千円) |
|---------------------------------|------------------|
| リサーチコア推進事業 | 680,315 |
| 中小企業資金融資制度関係事業 | 567,304 |
| 市街地再開発施設維持管理事業 | 150,926 |
| イノベーション促進総合支援事業 | 55,771 |
| 尼崎地域産業活性化機構等補助金 | 20,052 |
| 創業支援事業 | 5,374 |
| サポートファイナンス事業 | 3,090 |
| 歳入： 土地建物貸付収入 | 166,633 |
| （公益財団法人尼崎地域産業活性化機構に土地無償貸付け） | 0 |
| （一般財団法人近畿高エネルギー加工技術研究所に建物無償貸付け） | 0 |

4 しごと支援課

(1) 組織の役割

関係機関との連携による雇用・就労支援など、労働福祉行政を推進する。

（所管外郭団体については経済特命担当の表を参照）

(2) 主な監査対象事業

| 事業名 | 平成 29 年度当初予算(千円) |
|-------------------|------------------|
| 尼崎市シルバー人材センター等補助金 | 32,159 |
| しごと支援施設維持管理事業 | 20,163 |
| キャリアアップ支援事業 | 5,885 |
| 地域雇用・就労支援事業 | 4,652 |
| 雇用創造支援事業 | 4,404 |

| | |
|----------------------------------|-------|
| 歳入： しごと支援施設使用料 | 1,212 |
| (公益社団法人尼崎市シルバー人材センターに土地・建物無償貸付け) | 0 |

5 農政課

(1) 組織の役割

年々減少している農地の保全・有効利用のため、農業公園、かんがい施設の管理、農業共済事業、市内産農作物のPR等を行う。また、都市農業への市民の理解を深めるため、市民農園等の管理運営を行う。

(2) 主な監査対象事業

| 事業名 | 平成 29 年度当初予算(千円) |
|--------------------|------------------|
| 農業公園管理事業 | 34,876 |
| 農業共済事業費会計繰出金 | 9,176 |
| 農業振興対策事業 | 6,295 |
| 農業施設管理事業 | 2,302 |
| 農業施設整備事業 | 1,900 |
| 猪名川水利施設維持管理費補助金 | 900 |
| 委員報酬(武庫川六樋水利運営協議会) | 420 |
| 歳入： 農業公園駐車場使用料 | 3,010 |
| 歳入： かんがい施設使用料 | 48 |
| 歳入： 農地証明等手数料 | 13 |

6 地方卸売市場

(1) 組織の役割

生鮮食料品の供給と価格の安定のため、本市が開設する尼崎市公設地方卸売市場の運営に係る業務を行う(場内業者の業務許可及び指導、せり売り等売買取引の監督、生鮮食料品等の品質管理、施設の維持管理、市場運営委員会の運営)。

(2) 主な監査対象事業

| 事業名 | 平成 29 年度当初予算(千円) |
|-----------|------------------|
| 施設維持管理事業 | 235,434 |
| 市場活性化対策事業 | 15,832 |
| 施設整備事業 | 6,685 |
| 歳入： 市場使用料 | 213,110 |

第2 監査の結果

監査の結果、対象組織においては次の課題が検出された。委員措置要求事項について速やかに所要の措置を講じられるとともに、委員要請事項について記載のとおり取り組まれない。

委員措置要求事項

<かんがい施設使用料の金額設定について>

〔農政課〕

1 経緯と現状

(1) 経緯

本市においては、およそ西半分の農地は武庫川の六樋（取水樋門）から、東半分は猪名川から引水しているが、両水系の整備の経緯が異なることから、権利関係や市の関与の内容に違いがある。

〔武庫川水系〕

昭和3年、武庫川の治水工事の一環として兵庫県が建設したもので、当初は県が所有、昭和27年に尼崎市に移管された。以来、本市が所有し、樋門の電気代等の維持管理経費を市が負担するとともに、水の配分調整を行う団体「尼崎市武庫川六樋運営協議会」が条例により設置され、その運営に係る委員報酬も市が負担している。

〔猪名川水系〕

施設の所有権は水利権を有する「尼崎市猪名川水利運営協議会」にあり、本市は施設の維持管理経費も同団体の運営経費も負担していない。

以上の経緯により、両水系の水利権者の負担に差異があったことから、その公平性を図り、次の条例等が定められた。

昭和27年 尼崎市武庫川六樋かんがい施設使用料条例（昭和41年一部改正）
…武庫川水系の水利権者から農地面積に応じた施設使用料を徴収

昭和36年 猪名川水利施設維持管理費補助金交付要綱
…猪名川水利運営協議会に対し補助金を交付

なお、水利権者へのこのような対応（使用料徴収、補助金交付）は、武庫川水系施設が行政により開発されたという本市の特殊事情によるものであり、他市においてはかんがい施設の維持管理に係る一切の負担は水利権者に任されているのが一般的とのことである。

(2) 市負担額の状況

両水系のかんがい施設に係る市負担額の状況は次のとおりである。（なお、これとは別に、

水防の観点から両水系の施設について樋門の機能維持に必要な補修を行っている。）

〔かんがい施設に係る市負担額（平成 29 年度予算）〕

| 武庫川水系 | | 猪名川水系 | |
|-----------|-----------|-------------|-----------|
| 歳出 | 821,000 円 | 歳出 | 900,000 円 |
| 樋門電気代 | 401,000 円 | 補助金 | 900,000 円 |
| 協議会委員報酬 | 420,000 円 | （樋門電気代等に充当） | |
| 歳入 | 48,000 円 | 歳入 | 0 円 |
| かんがい施設使用料 | 48,000 円 | | |
| 歳出－歳入 | 773,000 円 | 歳出－歳入 | 900,000 円 |

市有である武庫川水系施設に係る歳出が大きいわけではなく、むしろ民有の猪名川水系施設より小さい。このようななか、武庫川水系施設については水利権者から毎年使用料を徴収しているが、歳入総額は平成 28 年度実績で 48,718 円（一戸平均 176 円、対象農家 277 戸）と極めて些少であり、賦課・徴収に係る事務経費が歳入を上回っている状況である。

2 課題

使用料は条例の規定「田又は畑 10 アールにつき 期額 100 円以内」に従って算出されているが、この規定は昭和 27 年又は昭和 41 年以降、長らく見直されていない。

規定の根拠は年月の経過により不明であるものの、条例制定の経緯から、猪名川水系の水利権者の負担額、当時の農家数や農地面積といった要素を考慮して定められたと考えられるが、これらの要素は当時から大きく変化している。さらに物価水準の変動による改正もなされていないことを考えると、現在では全く根拠のない基準によって賦課・徴収が行われていると言わざるを得ない。

【求める措置】

かんがい施設使用料については、条例制定時から本市の農地の状況が大きく変わっていることを踏まえて早急にその根拠を見直し、条例改正を行うなど、適切な措置を講じるよう求める。

<産業振興事業の業務委託について>

〔経済活性化対策課、地域産業課〕

1 事業概要

本市は、公益財団法人尼崎地域産業活性化機構（以下、「活性化機構」という。）に対し、産業振興事業 22 事業を業務委託している。このうち、今回監査を行ったサポートファイナンス事業では、次の 3 小事業を実施している（活性化機構へは受付業務を委託）。

- ① ソーシャルビジネスサポートファイナンス事業 〔所管組織：経済活性化対策課〕
- ② ものづくり事業化アシストファイナンス事業 〔所管組織：地域産業課〕
- ③ エコサポートファイナンス事業 〔所管組織：地域産業課〕

以下、各事業の概要及び実績を示す。

(1) ソーシャルビジネスサポートファイナンス事業 〔経済活性化対策課〕

金融機関のソーシャルビジネス支援資金の利用企業に対し、融資額の 0.3%の利子補給を 2 年間実施。（平成 28 年度開始事業）

〔予算及び実績〕

| | 平成 28 年度 | | | 平成 29 年度 |
|-----------------|-------------------------------------|---------------------------------|------------------|-----------------------|
| | 予算 | 実績 | 実績/予算 | 予算 |
| 補助金 | 360,000 円 | 89,800 円 | 24.9% | 720,000 円 |
| 1 件当たり 補助金額 | 18,000 円 平均融資額@6,000 千円 ×0.3% | 平均 11,225 円 (2,200~42,800 円) | 62.4% | 18,000 円 |
| 件数 | 20 件 (新規) | 8 件 (新規) | 40 % | 40 件 (継続 20、新規 20) |
| 委託料 (委託料/件数) | 927,000 円 (46,350 円) | 927,000 円 (115,875 円) | 100 % (250 %) | 927,000 円 |

予算時の想定件数 20 件に対し、実績件数は 8 件である。

なお、平成 29 年度の新規申込みは、3 月 2 日時点で 12 件である。

(2) ものづくり事業化アシストファイナンス事業 〔地域産業課〕

金融機関の新技术・新製品開発費に係る融資を受けた中小企業に対し、1/2 の利子補給を 2 年間（平成 27 年度申込分までは 3 年間）実施。

〔予算及び実績〕

| | H15 | H16 | H17 | H18 | H19 | H20 | H21 | H22 | H23 | H24 | H25 | H26 | H27 | H28 |
|-----------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 新規 3 件 | | 13 | 5 | 4 | 2 | 0 | 2 | 1 | 3 | 3 | 0 | 0 | 0 | 2 |

| | 平成 28 年度 | | | 平成 29 年度 |
|-----------------|---------------------------------------|---------------------------------|------------------|-------------|
| | 予算 | 実績 | 実績/予算 | 予算 |
| 補助金 | 500,000 円 | 20,200 円 | 4.0% | 500,000 円 |
| 1 件当たり 補助金額 | 100,000 円 融資額@10,000 千円 ×2%×1/2 | 平均 10,100 円 (2,200・18,000 円) | 10.1% | 100,000 円 |
| 件数 | 5 件 (新規) | 2 件 (新規) | 40 % | 5 件 (新規) |
| 委託料 (委託料/件数) | 463,000 円 (92,600 円) | 463,000 円 (231,500 円) | 100 % (250 %) | 463,000 円 |

実績は、平成 25 年度から 3 年間新規申込が 0 件であり、28 年度には 2 件の利用があったものの、補助金額はそれぞれ 2,200 円、18,000 円と些少で、制度が十分活用されたとは言えない。平成 29 年度も、新規申込みは 3 月 2 日時点で 0 件である。

(3) エコサポートファイナンス事業 [地域産業課]

金融機関の環境格付融資を受けた企業に対し、1/2 の利子補給を 2 年間（平成 26 年度申込分までは 3 年間）実施。

[予算及び実績]

| H26 | H27 | H28 |
|--------|--------------|--------------|
| 新規 2 件 | 新規 0 継続 2 | 新規 0 継続 2 |

| | 平成 28 年度 | | | 平成 29 年度 |
|-----------------|---------------------------------------|------------------------------------|------------------|-------------|
| | 予算 | 実績 | 実績/予算 | 予算 |
| 補助金 | 1,200,000 円 | 218,800 円 | 18.2% | 1,200,000 円 |
| 1 件当たり 補助金額 | 400,000 円 融資額@40,000 千円 ×2%×1/2 | 平均 109,400 円 (37,200・181,600 円) | 27.4% | 400,000 円 |
| 件数 | 3 件 (新規) | 2 件 (継続) | 66.7% | 3 件 (新規) |
| 委託料 (委託料/件数) | 927,000 円 (309,000 円) | 927,000 円 (463,500 円) | 100 % (150 %) | 927,000 円 |

実績は、平成 27・28 年度とも新規申込が 0 件であり、平成 26 年度申込分の継続 2 件を処理したのみである。平成 29 年度も、新規申込みは 3 月 2 日時点で 0 件である。

なお、「エコ…」については、ニーズが認められないとの判断から来年度は廃止するとしている。

2 課題

本事業には次の 3 点の課題があると考えられる。

(1) 手法の合理性

本制度（利子補給）の事業効果としては次の 2 つが考えられる。

- ① 本制度があることにより融資利用企業が増える。

② 補助金が直接企業活動の支えとなる。

しかしながら、実績の規模の補助金額ではいずれも期待できないと思われる。

「ソーシャル…」について所管組織は、来年度補助率を引き上げて様子を見るとしているが、金額的に大幅な引き上げになるわけではなく、事業成果の向上につながるか疑問である。

(2) 評価の妥当性

1 で見たとおりにいずれの小事業も実績件数が少ないにもかかわらず、事務事業評価書においては、3 事業を合わせて目標値「制度利用件数 10 件」が掲げられており、平成 28 年度の利用件数は 3 事業計 12 件だったことから「目標達成」とされている。

そもそも、申込者の実態は、「本制度があることにより融資を利用する決断をした」というよりも「融資を利用したところ、たまたま利用できる制度として本制度に申し込んだ」という方が近いと考えられ、利用件数をもって事業成果と言えるか疑問であるが、仮に利用件数を評価の参考にするとしても、予算時の想定（3 事業計 28 件）に比し目標値（10 件）の設定は過小と言わざるを得ない。

(3) 業務委託料の適正性

補助対象は金融機関の融資利用者であり交付要件の確認は容易と思われるが、平成 28 年度予算における 1 件当たり委託料は「ソーシャル…」で 46,350 円、「ものづくり…」で 92,600 円に設定されている。しかも委託料は定額であり、実績件数が想定を下回ったため、結果として 1 件当たり委託料は「ソーシャル…」で 115,875 円、「ものづくり…」で 231,500 円となった。この額は、委託業務の内容や業務量からも、補助金額との比較からも、適正性を欠いていると思われる。委託料は業務内容や実績に基づいた適正な金額に設定すべきである。

以上のとおり、事業手法と期待する効果との間に十分な合理性が認められないうえ、目標値の設定が過小かつ事業成果を判断する視点が不適切と考えられ、適切な効果検証が行われていない状況にある。加えて、業務委託料の適正性に疑義がある。

所管組織は、「活性化機構は、本市産業振興施策の実行部隊としての機能を有する組織であり、本事業を含む 22 事業を一体的に委託することで、各個別事業単独ではなく、それらの相乗効果により委託事業全体で効果を上げることを企図している」と説明する。しかしながら、個別事業の効果、相乗効果とも適切な評価が行われていることは確認できなかった。委託事業全体の適正性の判断には、第一義的には各個別事業の費用対効果の検証が必要であり、その積み上げの結果との整合性なくして委託事業全体を評価することは適切ではない。

(参考) 活性化機構への産業振興事業の業務委託について

〔委託料等〕

| | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 |
|------------------------|--------------|--------------|
| 委託料（消費税込） （予算・実績とも） | 40,075,000 円 | 40,075,000 円 |
| 委託事業数 | 22 事業 | 22 事業 |

〔委託事業一覧（平成 29 年度）〕

| | | | |
|----|-----------------------|----|----------------------------|
| 1 | 中小企業新技術・新製品創出支援事業 | 12 | 市場・商店街等省エネルギー・省資源化促進事業 |
| 2 | 中小企業資金融資制度関係事業 | 13 | 空店舗活用支援事業 |
| 3 | 事業所景況調査事業 | 14 | 魅力向上支援事業 |
| 4 | 産業功労者等表彰事業 | 15 | 商業施設再生整備事業（再開発ビル再生を除く） |
| 5 | 産業情報データバンク事業 | 16 | 商業活動相談指導業務「市場・商店街等安全・安心事業」 |
| 6 | 中小企業省エネ設備導入促進事業 | 17 | 防火・防犯対策支援事業 |
| 7 | あまがさきエコプロダクツ認証事業 | 18 | 市場・商店街等ワークショップ事業 |
| 8 | サービス産業生産性向上設備導入補助事業 | 19 | 共同施設撤去支援事業 |
| 9 | 展示会等出展支援事業 | 20 | 事業所訪問事業 |
| 10 | サポートファイナンス事業 | 21 | 経済活性化対策事業 |
| 11 | 商業活動相談指導業務「商業活性化対策事業」 | 22 | 労働環境実態調査事業 |

【要請の内容】

産業振興事業の業務委託に当たっては、市の施策として十分説得力のあるものとなるよう、個々の事業の実施手法の合理性の確保と適切な評価指標の設定は当然のこととして、各事業の費用対効果との整合及び各事業間の相乗効果をできる限り「見える化」するよう要請する。

委員要請事項 2

<農業公園の事業目的について>

〔農政課〕

1 経緯と現状

農業公園は、「市民農園の指定、学童農園の拡大、農業公園の整備・助成等によって、都市機能として調和した農業の確立を図るべき」との農業委員会会長の建議を踏まえ、昭和 58 年 4 月、田園風景が残る田能で、周辺と一体的に景観整備するという考え方のもと開園した。

総面積 36,685 m²のうち、1 割強にあたる 3,885 m²は農家から賃借している農地であり（8 人、14 筆）、その他国土交通省、猪名川河川事務所、阪神水道企業団、兵庫県、関西電力株式会社等の所有地を市が借地している。

現在、牡丹、花菖蒲、バラ等の園芸植物園が整備され、「花の名所」として市内外からの来場者に親しまれている（年間来場者数：約 10 万人）が、農作業体験ができる田畑などはない。

公園の管理により求める成果は、「都市内農地等の有効利用及び花と緑豊かな都市環境を維持

するとともに、市民に潤いと憩いの場を提供していく（事務事業評価書）」こととされている。

2 課題

求める成果のうち、「農地の有効利用」については、農地を賃借し園芸植物園等とすることがこれにあたるかには疑義がある。「花と緑豊かな都市環境の維持」「市民への潤いと憩いの場の提供」については、上記の整備状況、来場者の状況に見る通り特段の問題はないと考えられるが、そもそもこの成果目標は農政課の組織目的である「農地の保全」に寄与するものではない。

農政課は、都市農業への市民の理解を深めるため、別途市民農園の管理運営等を行っているが、農業公園はそのような機能は有していない。

以上のことから、農業公園は、その機能及び利用形態が農政課の組織目的からかい離しているのが現状と言える。

3 農業公園の事業目的についての考え方

上の課題を踏まえ、農業公園については、その事業目的を再検討した上で今後の方向性を判断すべきと考える。

方向性としては次の2つがある。

- ① 都市農業への市民の理解を深めるための施設として整備する。
- ② 現在の所管（農政課）にとらわれずに新たな事業目的を再設定し、これに応じて所管を変更のうえ整備する。

②については、市内でここでしか見られない野鳥が観察できるなど、生態系において貴重な場所となっていることが報告されていることから、自然環境保全の観点から整備を進めることや、現状を踏まえて市民に憩いの場を提供する都市公園として整備することなどが考えられるが、いずれにしても農政課のみでなく、広く関係局において検討し、適切な所管を決定する必要がある。その際には、現状では農政課が公園施設としては農業公園のみを所管している状況であるため、多数の公園を所管している公園維持課と比較して維持管理業務が非効率になっていると考えられることから、業務の効率性をも考慮すべきである。

【要請の内容】

農業公園については、現在の所管である農政課の組織目的にとらわれずに本来の事業目的を再検討し、経済性・効率性の観点も考慮しつつ今後の方向性を判断するよう、農政課及び関係局に要請する。

このほか、公園管理で使用する農薬の在庫管理において農薬差引簿の記載誤り等の不備が見られた。また、一部の事務処理に軽微な誤りがあった。これらのことについては、監査事務局から対象組織に対し改善を要求した。（事務局改善要求事項）

(7) 都市整備局

| | |
|-----------|---|
| 対 象 組 織 | 土木部 放置自転車対策担当、河港課、公園維持課、公園計画・21 世紀の森担当 |
| 監 査 の 期 間 | 平成 29 年 10 月 16 日から平成 30 年 3 月 2 日まで |

第 1 対象組織の役割及び主な監査対象事業

1 放置自転車対策担当

(1) 組織の役割

放置自転車の防止と削減を図り、自転車駐車場の管理運営及び放置自転車対策業務（撤去運搬・啓発整理・保管返還）を行うとともに、駅前における民間の自転車駐車場の整備を促進する。

(2) 主な監査対象事業

| 事業名 | 平成 29 年度当初予算(千円) |
|--------------------|------------------|
| 駅周辺放置自転車対策事業 | 359, 239 |
| 駐輪施設等維持管理事業 | 43, 523 |
| 歳入： 自転車等駐輪場使用料 | 394, 588 |
| 歳入： 放置自転車等返還費用収入 | 23, 517 |
| 歳入： 自転車駐車場等土地建物使用料 | 2, 897 |

2 河港課

(1) 組織の役割

水路、河川、港湾用地の維持管理、庄下川上流部における河川及び老朽化護岸の改修、庄下川水質浄化短期対策事業により設置した施設の維持管理、更新整備を行う。

また、水質浄化事業を行うとともに、河川・水路の清掃活動を行っている河川愛護団体の活動を支援する。

さらに、地盤測量や水位観測による地盤変動状況の観測や、水防活動に必要な資材の購入、水防施設の整備、職員及び消防団員への防災意識の向上や水防工法技術の習得に向けた訓練などを行う。

(2) 主な監査対象事業

| 事業名 | 平成 29 年度当初予算(千円) |
|---------------|------------------|
| 庄下川都市基盤河川改修事業 | 263, 239 |
| 水路維持管理事業 | 147, 557 |
| 庄下川浄化施設維持管理事業 | 56, 050 |
| 水防用資材等整備事業 | 2, 526 |

| | |
|--------------|--------|
| 歳入： 土地水面使用料 | 54,697 |
| 歳入： 土地建物貸付収入 | 41,564 |

3 公園維持課

(1) 組織の役割

公園緑地の維持・整備・更新を行う。

城内地区整備計画の一環として、尼崎城址公園を歴史文化的環境との調和の取れた憩いの空間として整備を進めることで、都市拠点としての機能強化とまちなかの再生を図り、尼崎城と一体的な整備を行うことにより、公園利用者の増加や市民のシビックプライドの向上を図る。

(2) 主な監査対象事業

| 事業名 | 平成 29 年度当初予算(千円) |
|------------------|------------------|
| 公園維持管理事業 | 689,338 |
| 特定公園等指定管理者管理運営事業 | 370,420 |
| 臨海西部地区公園整備事業 | 214,000 |
| 有料公園施設管理運営事業 | 41,288 |
| 歳入： 野球場等使用料 | 114,132 |
| 歳入： 総合体育館使用料 | 64,058 |
| 歳入： 公園占用等使用料 | 42,054 |
| 歳入： 陸上競技場使用料 | 15,708 |
| 歳入： 土地建物貸付収入 | 8,594 |
| 歳入： 市民プール使用料 | 8,047 |
| 歳入： 魚釣り公園使用料 | 2,857 |

4 公園計画・21世紀の森担当

(1) 組織の役割

公園緑地の維持・整備・更新を行う。

市民花づくりボランティアの支援や生垣助成等を行うことで、緑化普及啓発を図る。

臨海地域を魅力と活力のあるまちに再生する「尼崎 21 世紀の森構想」を兵庫県とともに推進する。

尼崎臨海地域の貴重な地域資源である運河、河川等の魅力を高め発信する取組を進め、地域、地元企業との協働による地域づくりを通じて、臨海地域の活性化を図る。

(2) 主な監査対象事業

| 事業名 | 平成 29 年度当初予算(千円) |
|----------------------|------------------|
| 公園維持管理事業 | 129,082 |
| 花と緑のまちづくり推進事業 | 81,911 |
| 21 世紀の尼崎運河再生プロジェクト事業 | 6,535 |
| 緑化基金積立金 | 4,670 |
| 尼崎緑化公園協会補助金 | 3,159 |

| | | |
|-----|----------|--------|
| 歳入： | 野球場等使用料 | 14,771 |
| 歳入： | 土木費寄付金 | 4,670 |
| 歳入： | 土地建物貸付収入 | 2,986 |

II 監査の結果

監査の結果、対象組織においては次の課題が検出された。委員措置要求事項について速やかに所要の措置を講じられるとともに、委員要請事項について記載のとおり取り組まれない。

委員措置要求事項

<塚口駅南自転車駐車場の土地・建物使用料について> [放置自転車対策担当]

1 経緯と現状

- (1) 本市は、塚口駅南自転車駐車場（鉄骨造、地上3階建、総延床面積1,224.48㎡）を昭和54年に建設、市営自転車駐車場（管理業務は尼崎中高年労働者事業団（現在は外郭団体の尼崎中高年事業株式会社）に委託）として供用を開始した。
- (2) 当該建物は、元々底地が道路区域であったため道路付属物として位置づけられていたが、自立支援の一環として株式会社に運営事業を移管する際（平成8年度）、法制課等と協議して法的整理を行い、当該用地を道路区域から除外する変更手続により明確に建物として位置づけられた。
- (3) そして、その土地・建物については、公有財産規則に基づく行政財産使用料の適用対象とした上で、平成17年度まで100%の減免措置を行っていた。
- (4) 一方、他の外郭団体である事業者が設置する自転車駐車場（さんさんタウン等）については、道路区域への設置であることから道路占用料として50%減免にて徴収していた。
- (5) そのため、尼崎中高年事業株式会社が運営する自転車駐車場使用料の減免措置についても見直しを行うこととなり、双方の徴収基準の違いを前提として、あくまで同じ外郭団体に対する減免率の均衡という観点より、激変緩和措置（平成18年度85%減免、19年度70%減免）を講じた上で、20年度において同じ減免率適用を目標に18年度より行政財産使用料を徴収していた。
- (6) しかしながら、土地使用料の算出方法については、平成18年の道路法施行令の一部改正に伴う19年の「尼崎市道路占用料の徴収等に関する条例（以下「条例」という。）」の改正により、20年から減免措置が講じられなくなったことへの対応として、次の理由を根拠に、20年度から道路占用料単価に基づき行うこととした。
 - ① 当該土地が元々道路区域であること。
(→【疑義1】平成8年に道路区域から外しているという前提は変わっていない。)

② 隣接自転車駐車場は道路占用料として徴収しており整合性を図る必要があること。

(→【疑義2】 図るべき整合性は徴収基準でなく減免率であったはずである。)

③ 平成19年の条例改正で「自転車駐車場」の規定が設置されたこと。

(→【疑義3】 条例の文言は「自転車駐車場」ではなく「車輪止め装置その他の器具」となっており、本件のような建物は想定されていない。(※1))

(※1)

- ・道路法施行令の一部改正は、放置自転車問題の早期解決を目的に、道路区域における自転車を駐車させるため必要な車輪止め装置その他の器具の占用を認め、その占用料の算出方法について新たに規定を設けたものであり、本市は、同施行令に基づき条例の別表に「道路法施行令第7条第10号に掲げる器具」(注1)を追加した。これにより道路占用料については減免適用ができなくなった。

(注1)「道路法施行令第7条第10号に掲げる器具」

具体的には、同施行令で「道路の区域内の地面に設ける自転車(中略)を駐車させるため必要な車輪止め装置その他の器具」とあり、当該自転車駐車場のような建物を占有物件として想定したものではない。

- ・これを受け、道路区域外の土地に設置されている本件駐車場の使用料について、当局は、同施行令の直接適用はできないものの同様の効果を得るべく、上記(6)①、②を理由に、「尼崎市公有財産規則の運用について(助役通達)」(注2)を援用し、尼崎市公有財産規則第33条第3号の「前2号によりがたい場合」とし、さらに「駐車場建物」を「器具」と同一視する事で、上記追加された条令別表を適用することとした。

(注2)「尼崎市公有財産規則の運用について(昭和58年助役通達)」

公有財産規則第33条第1号は土地の使用料の算出方法を、第2号は建物の使用料の算出方法を定め、第3号は、「前2号によりがたい場合」の使用料の額を定めるものであるが、本通達では、「前2号によりがたい場合とは、例えば、電柱、電話柱、公衆電話所、電らん等条例別表占有物件の欄に掲げる物の設置のために行政財産である土地を使用するような場合をいい、使用料の額は、同表により算出して定める。」としている。

(7) また、建物使用料の算出方法については、総務局に対し公有財産規則の建物使用料算定基準の見直しを要望(平成18年度)し、翌19年度に得た「公会計改革に伴い固定資産台帳の整備を行うが、建物の使用料算出基準の見直しについては慎重に進める必要がある」との回答要旨(ただし、その後見直しはされず)をもって、20年度から暫定措置として減価償却後の残存価額を基準に用いた計算方法に変更し、そのまま現在に至っている。

2 課題

(1) 土地の使用料算定

当該自転車駐車場の土地使用については、平成8年度に道路区域から外し、公有財産規則

に基づく行政財産使用許可及び行政財産使用料減免を行っていたが、その条件は変わっていないにもかかわらず、20年度以降、上記1、(6)①～③を理由に道路占用料徴収の考え方に変更したことについては、【疑義1～3】にあるとおり、その全てにおいて適正性に問題がある。

(2) 建物の使用料算定

当該自転車駐車場の建物使用料については、上記1、(7)総務局回答内容をもって、暫定措置として減価償却後の残存価額を基準に用いた計算方法に変更しているが、建物の使用料は、基本的には再調達価額の回収を行うものであるから、その基準は、毎年の減価償却額であって減少し続ける減価償却後の残存価額であるはずがない。

さらに、総務局の回答は、見直しには慎重な検討が必要であるというものであり、しかも、現在に至るまで見直しがされていない状況において、そのまま暫定措置を続けているのは極めて不当であると言わざるを得ない。

(参考) 土地・建物使用料の比較

| 平成20年度 | | 単位:千円 | 平成29年度 | | 単位:千円 |
|----------------------------------|-----|---------|--------------------|-----|----------|
| 変更後の使用料 | a | 4,867 | 変更後の使用料 | c | 2,898 |
| 土地 | | 1,968 | 土地 | | 1,972 |
| 建物 | | 2,899 | 建物 | | 926 |
| 既定方針の使用料(公有財産規則に基づく使用料の50%減免後の額) | b | 6,738 | 公有財産規則に基づく算定による使用料 | d | 13,476 |
| 土地 | | 2,109 | 土地 | | 4,219 |
| 建物 | | 4,629 | 建物 | | 9,257 |
| 差引 | a-b | △ 1,871 | 差引 | c-d | △ 10,578 |

(3) 決裁手続

これら使用料の算定根拠に係る決裁は、都市整備局長の専決により行われているが、尼崎市事務処理規程(※2)には「異例な若しくは疑義のある事項は全て市長の決裁を受けなければならない。」と定められている。本事例は、不利益変更(使用料が、変更直後だけでなく、その後も構造的に下がり続ける仕組みになっている。)を行うものであることから明らかにこれに該当するものであり、決裁権限上の適正性に問題がある。

(※2) 尼崎市事務処理規程(抜粋)

(市長の決裁を要する事項)

第11条 第1条に規定する事務のうち、重要な事項、異例な若しくは疑義のある事項又は新規の事項については、全て市長の決裁を受けなければならない。

2 前項に規定する重要な事項を例示すれば、おおむね次のとおりである。

(例示事項(1)～(52) 略)

(参考) 尼崎中高年事業株式会社の財政状態等については、68 ページの出資団体等監査及び指定管理者監査の結果報告を参照。

【求める措置】

塚口駅南自転車駐車場の土地・建物の使用料については、適正な算定方法に基づくものに改めるよう措置を求める。また、決裁権限の適正性確保にも十分留意するよう求める。

委員要請事項

<塚口駅南自転車駐車場の事業形態について>

〔放置自転車対策担当〕

1 経緯と現状

(1) 経緯

塚口駅南自転車駐車場は、昭和 54 年に建設、供用を開始した。

平成 7 年 7 月に、それまで管理業務を委託していた尼崎中高年事業株式会社より運営事業を移管してほしいとの要望があり、これを受けて平成 8 年 2 月、同社に事業が移管され、自転車駐車場の土地・建物は同社に貸し付けられることとなった。使用料は平成 17 年度まで無償（行政財産使用料の 100%減免）であったが、平成 18 年度からは、隣接する自転車駐車場との均衡の観点から使用料を徴収することとし、現在に至っている。

(2) 現状

市有地における自転車駐車場の運営形態は、次の 3 通りである。

〔市有地における自転車駐車場の運営形態〕

| | 建物の所有者 | 運営主体 | 備考 |
|---|--------|------|---|
| ① | 市 | 市営 | 指定管理者制度により運営 建物修繕費： 原則、指定管理者が指定管理料から支出 駐車料金： 市の収入 (全ての市営自転車駐車場) |
| ② | 市 | 民営 | 土地・建物を行政財産使用許可により事業者が使用 建物修繕費： 市が支出 駐車料金： 事業者の収入 (塚口駅南自転車駐車場) |
| ③ | 民 | 民営 | 土地を行政財産使用許可等により事業者が使用 建物修繕費： 事業者が支出 駐車料金： 事業者の収入 (自転車駐車場整備センター、TMO尼崎等) |

このうち、②の形態となっているものは、塚口駅南自転車駐車場のみである。

2 課題

上記のとおり、市有地における自転車駐車場の運営形態は、通常は①か③である。

①の場合、事業者（指定管理者）は市の業務を代行するものであるため、企画提案書等の審査を受けるなど規定の手続によって選定され、事業実績の評価を受け、指定期間も有期（5年間）である。また、利用者が支払う駐車料金は市の収入となる。

③の場合、駐車料金は事業者の収入になるものの、事業者は自ら資金を投じて建物を整備し、維持管理に係る一切の費用を負担しなければならない。

これらと比較すると、②は特に事業者に有利な形態である。本件自転車駐車場のみこの形態となっている状況は異例であり、指定管理者制度の導入等により、早期に①又は③の形態に変更することが適切である。

【要請の内容】

塚口駅南自転車駐車場については、市が施設を所有し、民間事業者が運営している点で他の自転車駐車場とは違う異例な事業形態となっている現状を見直し、指定管理者制度の導入など適切に対応するよう要請する。

このほか、一部の事務処理に軽微な誤りがあったため、監査事務局から対象組織に対し改善を要求した。（事務局改善要求事項）

(8) 水 道 局

| | |
|-----------|--------------------------------------|
| 対 象 組 織 | 技術部 給水装置課、管路補修課、神崎浄水場、工業用水課 |
| 監 査 の 期 間 | 平成 29 年 10 月 16 日から平成 30 年 3 月 2 日まで |

第 1 対象組織の役割及び主な監査対象事務事業

1 給水装置課

(1) 組織の役割

安全で良質な水道水を供給するため、給水装置工事の審査、設計台帳の管理及び調査・改善指導並びに開発に伴う協議、直結給水を推進するとともに、小規模受水槽の点検を行う。

(2) 主な監査対象事務事業

| 事務事業名 | 平成 29 年度当初予算(千円) |
|----------------|------------------|
| 量水器管理業務等委託 | 82,992 |
| 量水器購入(伸縮流入管含む) | 88,333 |
| 給水装置工事に係る分担金 | 225,161 |
| 給水装置工事手数料 | 11,488 |
| 給水装置工事収益 | 6,165 |
| 給水装置工事設計台帳の管理 | - |

2 管路補修課

(1) 組織の役割

導水管・配水管の修繕、その用地の管理及び台帳の管理などの業務を行う。

(2) 主な監査対象事務事業

| 事務事業名 | 平成 29 年度当初予算(千円) |
|---------------|------------------|
| 給水装置等修繕業務 | 237,642 |
| 水道導配水管等維持管理業務 | 28,303 |
| 漏水防止調査業務 | 15,070 |
| 修繕工事弁償金 | 4,487 |

3 神崎浄水場

(1) 組織の役割

水道及び工業用水道を供給するため、施設の維持管理・運転管理及び水質の監視並びに調査・研究を行う。

(2) 主な監査対象事務事業

| 事務事業名 | 平成 29 年度当初予算(千円) |
|------------------------------------|------------------|
| 水道の取水場及び浄水場の設備の維持管理に関する こと。 | 306, 942 |
| 水道の取水場及び浄水場の設備の新設及び更新工事 に関すること。 | 222, 123 |
| 運転監視操作業務 | 55, 759 |
| 共同施設維持管理 | 52, 533 |
| 水道の取水場及び浄水場の施設構築物の維持管理に 関すること。 | 6, 781 |
| 水道、工業用水道及び共同施設に係る水質の試験に関 すること。 | 4 |

4 工業用水課

(1) 組織の役割

工業用水道の給水施設等の工事・維持管理、給水契約、配水計画など工業用水道事業に係る業務を行う。

(2) 主な監査対象事務事業

| 事務事業名 | 平成 29 年度当初予算(千円) |
|--|----------------------------|
| 工業用水道料金、給水施設工事費、設計手数料、設計 審査手数料、材質検査手数料及び工事完成検査手数料 の徴収に関すること。 | 歳出 364 歳入 1, 309, 852 |
| 工業用水道施設及び共同施設の維持管理に関するこ と。 | 歳出 285, 863 歳入 356, 528 |
| 工業用水道の取水及び導水並びに共同施設の取水、導 水、浄水、送水及び配水の運転管理に関すること。 | 歳出 330, 424 歳入 10 |
| 工業用水道施設及び共同施設の新設及び更新工事に 関すること。 | 歳出 567, 727 歳入 38, 808 |
| 工業用水道の給水契約に関すること。 | - |
| 工業用水道の導水管及び配水管用地並びに共同施設の 導水管用地の監視に関すること。 | - |

第2 監査の結果

監査の結果、対象組織においては次の課題が検出されたので、記載のとおり取り組まれない。

委員要請事項

<漏水調査について>

〔管路補修課〕

1 業務概要と現状

(1) 漏水調査の概要

漏水調査は、上水の地下漏水を早期に発見し修繕を行うものであり、無効無収水量の減少と、漏水に起因する二次災害（土壌流失による地盤陥没、近接するガス管等の損傷等）の防止を目的とする。

調査対象は、配水支管と、配水支管から分岐する給水管の量水器（メーター）までの部分、及び付属施設である（給水管の所有者は使用者であるが、量水器までの部分の修繕を使用者に期待することはできないため対象としている。）。

(2) 現状

調査の方法や区域については、より効率的・効果的な調査を図り、過去の調査結果を踏まえて適宜見直している。

平成26年度には、従来の市内全域を4年で一巡するという方法から、3年で一巡する方法に変更した。

また、これまでは委託による調査地域と職員による調査地域を区分していたが、平成29年度からは、委託による調査を市内全域に拡大するとともに、漏水多発地域は職員による調査も併せて実施している。

このような取組がなされてはいるものの、過去5か年の無効無収水量の比率を見ると6%前後で推移している状況である。

| 区 分 | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 | 平成27年度 | 平成28年度 |
|---------------|-------------------------------|-------------------------------|-------------------------------|-------------------------------|-------------------------------|
| 無効無収水量 の比率 | 5.4% (311万m ³) | 6.2% (357万m ³) | 6.2% (350万m ³) | 6.2% (350万m ³) | 6.0% (333万m ³) |
| 有効率 | 94.6% | 93.8% | 93.8% | 93.8% | 94.0% |

漏水の主な原因は、給配水管の老朽化である。本市は、全国的にも早い時期（昭和45年頃）に水道普及率がほぼ100%となったため、管の老朽化の時期を早く迎えている。市域の中でも漏水多発地域となっているのは、古くから市街化が進み、管網の整備が早くかつ密である地域である。

特に、昭和58年4月頃まで給水管に使われていた、材質が柔軟で施工が容易な鉛製管の劣

化による漏水が多い。劣化した鉛製管は復元漏水（漏水個所を修繕しても別の個所から漏水する。）が起りやすいことから、水道局では、配水管の更新工事や修繕工事に併せて鉛製管の給水管の取替えを行っている。

(3) 無効無収水量分の配水に係る費用

配水量のうち、約 9 割は阪神水道企業団からの配水（受水）であり、残りの 1 割が神崎浄水場で浄化された自己水である。前者については、分賦金として定額を支払っているものであるため、費用は実配水量によらない。

そこで、無効無収水量に自己水割合（1 割）と、神崎浄水場の平成 28 年度の変動費単価（6.99 円/m³）を乗じて費用を試算すると、約 200 万円となる。

2 課題

(1) 漏水調査の有効性

漏水個所の修繕によりどの程度の量の漏水を止めることができたかは正確に把握できないが、無効無収水量の増加の抑制には寄与していると言える。

しかしながら、国の水道ビジョンの施策目標として「有効率 98%（無効無収水量の比率 2%）」が示されているなか、本市はこれとかい離した状況にあり、無効無収水量の減少という点においては業務目標を達成しているとは言い難く、より効率的・効果的な施策の推進が望まれるところである。

(2) その他の方策の検討

無効無収水量を減少させるためには、現在実施している漏水対策のみならず、管網のブロック化による適正な水圧制御が重要であり、これらの実現には配水エリアの整理と管網の再構築が必要である。

また、管網のブロック化は、地震等災害時の漏水の影響を最小限に抑えるためにも有効であり、早期の対応が望まれるが、実現に相当の期間を要することから、次期ビジョンでの具体化が必要と考える。

【要請の内容】

目標とする有効率 98%を達成するには、漏水調査のみでは限界がある。危機管理対応の観点からも、現在検討中の口径の適正化、管路機能の明確化及び管網のブロック化等を含む配水管網再構築の早期の具体化に向け、取組を進めるよう要請する。

このほか、一部の事務処理に軽微な誤りがあったため、監査事務局から対象組織に対し改善を要求した。（事務局改善要求事項）

(9) 教育委員会事務局

| | |
|-----------|--------------------------------------|
| 対 象 組 織 | 学校運営部 学校運営課、学務課、学校保健課、中学校給食担当 |
| 監 査 の 期 間 | 平成 29 年 10 月 16 日から平成 30 年 3 月 2 日まで |

第 1 対象組織の役割及び主な監査対象事業

1 学校運営課

(1) 組織の役割

学校・園の運営に必要な教科用消耗品や教材教具備品等の整備や学校関係事務の総合調整を行うなど、学校教育の円滑な実施を図る。また、学校施設の地域開放の検討なども行う。

(2) 主な監査対象事業

| 事業名 | 平成 29 年度当初予算(千円) |
|-----------|------------------|
| 教材費 (小学校) | 243, 880 |
| (中学校) | 137, 230 |
| (全日制高校) | 45, 449 |
| 学校開放事業 | 56, 652 |

2 学務課

(1) 組織の役割

幼児、児童及び生徒に対する就園奨励や就学援助、修学援助金の交付などにより、教育に係る経済的負担を軽減する。また、私立幼稚園及び認定こども園に対して、幼児教育に要する運営経費（施設型給付費）を支給し、幼児教育を向上させる。

(2) 主な監査対象事業

| 事業名 | 平成 29 年度当初予算(千円) |
|-----------------------|------------------|
| 施設型給付費 | 1, 107, 738 |
| 私立幼稚園就園奨励等補助金 | 319, 931 |
| 要保護・準要保護児童生徒就学援助費等扶助費 | 210, 837 |
| 歳入： 高等学校授業料 | 255, 019 |
| 歳入： 幼稚園保育料 | 88, 948 |

3 学校保健課

(1) 組織の役割

小学校の給食調理業務を民間事業者に委託するとともに、給食内容の充実を図り、学校における食育を推進する。

また、経済的理由により就学困難な小中学校の児童生徒の保護者に対して、学校給食費・

医療費（一部の疾病）を扶助し、義務教育の推進を図る。

また、学校の安心・安全を確保するため、遠隔操作式校門施錠システムの管理や、小学校への学校安全管理員の配置などを行う。

(2) 主な監査対象事業

| 事業名 | 平成 29 年度当初予算(千円) |
|---------------|------------------|
| 給食調理業務委託関係事業 | 825, 546 |
| 準要保護児童給食費等扶助費 | 174, 470 |
| 学校医等報酬 757 人 | 118, 268 |
| 学校安全関係事業 | 71, 595 |

4 中学校給食担当

(1) 組織の役割

弁当を持参しない中学生の昼食の改善及び子育て支援のため、栄養のバランスのとれた弁当の提供を行う。また、中学校給食の実施に向け、計画策定などの準備を行う。

(2) 主な監査対象事業

| 事業名 | 平成 29 年度当初予算(千円) |
|-----------|------------------|
| 中学校弁当推進事業 | 27, 829 |
| 中学校給食準備事業 | 4, 300 |

第2 監査の結果

監査の結果、対象組織においては、委員措置要求事項、委員要請事項にあたる課題は検出されなかった。

しかしながら、業務委託の履行確認が不十分である事例が見られたほか、一部の事務処理に軽微な誤りがあったため、監査事務局から対象組織に対し改善を要求した。(事務局改善要求事項)

(10) 工 事 監 査

第 1 平成 29 年度工事監査の実施手順

1 監査対象工事の選定

財務・行政監査対象組織が実施した契約金額 1,000 万円以上の工事から、次の項目を考慮し 10 件を抽出する。

- (1) 工事の内容、規模及び契約金額等を勘案し、特色ある工事を抽出する。
- (2) 施工中の工事又は完成した工事の中から、それぞれ抽出する。
- (3) 施工中の工事については、時期的に現場実査に適した工事を抽出する。
- (4) 抽出する工事が、特定の局室に片寄らないよう配慮する。

2 監査における着眼点の設定

工事ごとに次の各段階において業務が適正に行われているかを、合規性を主眼とし、3E(有効性、経済性、効率性)を加えた着眼点で監査する。

(1) 計画・設計

事業目的に対し有効なものとなっているか、法令等に適合したものとなっているか等

(2) 積算・契約

歩掛や単価は経済的な条件設定となっているか等

(3) 施工

施工計画書が現場に対し有効なものとなっているか、仕様書等で定められた書類が適切に作成され提出されているか等

(4) 検査・監理監督

履行内容の確認は厳正に行われているか等

(5) 現地調査

現場が目的に対し有効な仕上がりとなっているか等

なお、平成 29 年度は、「施工計画書」を重点項目とする。

3 監査の期間

平成 29 年 9 月 1 日から平成 30 年 3 月 2 日まで

4 本調査の実施

2 で設定した着眼点を中心に工事関係図書の調査及び担当者等への質問、現地調査を公益社団法人大阪技術振興協会へ委託して実施し、その技術上の意見を参考に監査を行う。

5 現場実査

監査委員が工事を直接監査するための場として、現場実査を行う。

第2 監査対象工事

平成29年度の監査対象工事は次のとおりである。

| 工事名 | 契約金額(円) | 局室 |
|---------------------------|-------------|-------------|
| 東中幹線既設管充填・撤去工事 | 76,780,440 | 水道局 |
| 食満5丁目配水管布設替工事 | 219,459,240 | |
| 1号オゾン発生装置インバータ等取替工事 | 21,924,000 | |
| 防災行政無線(屋外拡声器)整備工事 | 19,990,800 | 危機管理安全局 |
| 武庫児童ホーム棟新築工事 | 29,200,000 | こども青少年本部事務局 |
| 阪急塚口サービスセンター移転工事 | 62,547,000 | 市民協働局 |
| 阪急塚口サービスセンター移転工事のうち電気設備工事 | 24,049,440 | |
| 阪急塚口サービスセンター移転工事のうち機械設備工事 | 25,749,360 | |
| 魚つり公園釣り桟橋改修工事 | 321,854,040 | 都市整備局 |
| 庄下川改修(28-2)工事 | 50,987,880 | |

第3 監査の結果

監査対象工事及び工事に関する事務について、各段階の着眼点に基づき監査した結果、次のとおり軽微な事務処理誤りや改善の余地があったものの、適正に実施されていた。

(1) 計画・設計

設計業務委託の成果物の押印漏れや、特記仕様書の確認が不十分なものがあつた。

(2) 積算・契約

適正であつた。

(3) 施工

今回重点課題とした施工計画書に、当該工事では実施しない行為が記載されているなど確認が不十分なため間違つたまま受理されているものや、記載内容が不十分なまま受理されているものがあつた。

写真管理において、工事完成後に隠ぺいされる個所の写真が撮影されていないものがあつた。

(4) 検査・監理監督

検査や計測等記録において、計測値とその確認写真の両方を残す方が望ましいと思われるものがあつた。

(5) 現地調査

既設構造物との取り合いについて、原形復旧に捉われず関係者と協議を行うことで、より効率的・効果的な施工ができたと思われるものがあつた。

(工事ごとの詳細は「別表 工事監査一覧表」のとおり。)

別表 工事監査一覧表

| 番号 | 工事名 | 工事場所 | 工事概要 | 契約期間 | 計画・設計 | 積算・契約 | 施工 | 検査・監理監督 | 現地調査 | 監査の内容 |
|----|---------------------------|-------------------------------|---|----------------------------------|------------|-------|------------|------------|------------|---|
| 1 | 東中幹線既設管充填・撤去工事 | 尼崎市西長洲町二丁目 ～長洲中通一丁目 | 1 開削工法による錆鉄管撤去 φ600、φ300 2 充填工法 3 付帯工事 舗装工、インターロッキング設置工 4 その他 | H28. 8. 29 ～ H29. 2. 24 | 適正 | 適正 | おおむね 適正 | おおむね 適正 | 適正 | 【施工】 工事監督員は施工計画書が効率的、有効的なものとなるよう、記載項目や表記方法について、業者指導及び確認を行うことが望ましい。 【検査・監理監督】 工事監督員が効率的に工程を把握するため、請負業者へ週間工程、月間工程を提出させ適切な工事管理を行うことが望ましい。 |
| 2 | 食満5丁目配水管布設替工事 | 尼崎市食満五・六丁目 | 1 DIP (NS) φ1000×295. 5m 2 ネックフランジ接合 φ1300×φ1000 3 断水連絡工φ1100×φ1000 4 その他 | H29. 8. 7 ～ H30. 3. 25 | おおむね 適正 | 適正 | / | / | / | 【計画・設計】 設計業務委託の成果品の綴りにあった協議録に発注者、受注者双方の確認印がないものがあつた。受領時にもれなく確認されることが望ましい。 監査実施日が契約から日が浅いため、請負業者が作成する書類及び現場において確認する物がなかったため、「施工」「検査・監理監督」「現地調査」を該当なしとした。 |
| 3 | 神崎浄水場1号オゾン発生装置インバータ等取替工事 | 尼崎市次屋四丁目6-1 神崎浄水場 | 1 1号オゾン発生装置 インバータ、入力変圧器 オゾン変圧器、直流リアクトル 2 その他周辺機器の取替工事及びソフトウェアの改造 | H29. 9. 13 ～ H30. 3. 11 | 適正 | 適正 | / | / | / | 監査実施日が契約から日が浅いため、請負業者が作成する書類及び現場において確認する物がなかったため、「施工」「検査・監理監督」「現地調査」を該当なしとした。 |
| 4 | 防災行政無線（屋外拡声装置）整備工事 | 尼崎市武庫町四丁目11-1 他4箇所 | 同報系無線 屋外拡声子局設置と親局 1 市役所（親局の変更） 2 額田公園 3 西川中継ポンプ場 4 武庫北小学校 5 武庫南小学校 | H28. 11. 4 ～ H29. 3. 20 | 適正 | 適正 | おおむね 適正 | おおむね 適正 | 適正 | 【施工】 特記仕様書に記載されているように、施工前後及び工事完成後隠ぺいされる箇所については、写真を撮影しておくこと。 【検査・監理監督】 訓練以外で拡声器の使用は難しく、音達範囲を調査出来ていないことから、災害に備え、把握し、記録することが望ましい。 |
| 5 | 武庫児童ホーム棟新築工事 | 尼崎市武庫元町二丁目25-34 | 1 児童ホーム棟新築工事 軽量鉄骨造平屋建て1棟 建築面積134. 09㎡ 延べ面積134. 09㎡ 主な諸室児童ホーム室 2 菜園改修工事 | H28. 10. 21. ～ H28. 3. 19. | 適正 | 適正 | 適正 | 適正 | おおむね 適正 | 【現地調査】 学校構造物との取り扱いについて、原形復旧に捉われず関係者と協議を行うことで、より効率的・効果的な施工とすることが望ましい。 |
| 6 | 阪急塚口サービスセンター移転工事 | 尼崎市南塚口町二丁目1-1 塚口さんさんタウン1番館 | 1 内装改修 2 同上屋上機械基礎設置 3 工事に伴う3、4階一部内装養生関係工事 | H29. 1. 30. ～ H29. 4. 30. | 適正 | 適正 | 適正 | 適正 | 適正 | 施設を利用する側（阪急塚口サービスセンター）から、来場者（市民）へも配慮された意見や提案が設計者（建築課・設備担当）へ十分伝わっており、そのうえで経済性も考慮した良好な工事が行われていた。 |
| 7 | 阪急塚口サービスセンター移転工事のうち電気設備工事 | 尼崎市南塚口町二丁目1-1 塚口さんさんタウン1番館 | 1 電気設備工事 | H29. 1. 31～ H29. 4. 30 | 適正 | 適正 | 適正 | おおむね 適正 | 適正 | 【検査・監理監督】 工事の立会検査においては、市監督員は計測数値等を確認するだけでなく、計測数値や不可視部等を確認している市監督員自らが、工事写真に入って記録に残すことが望ましい。 |
| 8 | 阪急塚口サービスセンター移転工事のうち機械設備工事 | 尼崎市南塚口町二丁目1-1 塚口さんさんタウン1番館 | 1 機械設備工事 | H29. 1. 31 ～ H29. 4. 30 | 適正 | 適正 | 適正 | おおむね 適正 | 適正 | 【検査・監理監督】 計測結果等の確認を写真だけでなく、結果報告書として提出させる等、記録として残す方が望ましい。 計測結果等を数値のみでなく、工事写真として残し、市の監督員が確認している際はその写真を残す方が望ましい。 |
| 9 | 魚つり公園釣り桟橋改修工事 | 尼崎市平左衛門町68番地先 | 1 維持補修工 2 構造物撤去工 3 雑工 4 仮設工 | H28. 6. 27 ～ H29. 9. 30 | おおむね 適正 | 適正 | おおむね 適正 | 適正 | 適正 | 【計画・設計】 発注前に特記仕様書の記載内容を十分確認する。また、記載内容を訂正する際は、口頭ではなく、文書で行うことが望ましい。 【施工】 規則や要領などを十分把握し、提出書類に抜け等ないか確認すること。 |
| 10 | 床下川改修（28-2）工事 | 尼崎市富松町二丁目地先 ～塚口町六丁目地先 | 1 土工 2 付帯工 3 撤去工 4 仮設工 5 護岸工 6 地盤改良工 7 締切り排水工 | H28. 12. 12 ～ H29. 3. 20 | 適正 | 適正 | おおむね 適正 | 適正 | 適正 | 【施工】 請負業者から提出された施工計画書は、間違い等がないか、現場に則したのものとなっているか等、十分内容を確認すること。 |

3 出資団体等監査及び指定管理者監査

凡 例

- 1 文中の金額で万円単位の表示のものは、表示単位未満を切り捨てている。
- 2 表中の金額で千円単位の表示のものは、表示単位未満を四捨五入しており、合計が内訳の計と一致しない場合がある。
- 3 表中の符号の用法は次のとおりである。
 - △： 減又はマイナス
 - －： 該当数値なし

平成 29 年度 出資団体等監査及び指定管理者監査 〔監査の実施手順〕

平成 29 年度出資団体等監査及び指定管理者監査は、次の手順に従って実施した。

1 監査対象団体の選定

出資団体等及び指定管理者から、過去の監査実施状況、並行監査による横串効果等を考慮して監査対象団体を選定する。

平成 29 年度は、都市整備局放置自転車対策担当（財務・行政監査対象課）の所管施設である市立自転車駐輪場の指定管理者全 3 団体を指定管理者監査の対象とするとともに、うち 1 団体（共同事業体）を構成し、市立地区会館 2 館の指定管理業務を行っている尼崎中高年事業株式会社を出資団体監査及び指定管理者監査の対象とする。

2 監査における着眼点の設定

(1) リスク仮説の設定

次の着眼点によりリスク仮説を設定する。

出資団体監査

① 対象団体の経営

- ア 助成金や市に依存した経営体質となっていないか。
- イ 設立目的（出資目的）に沿った事業運営が行われているか。

② 出資者としての対象団体への関与

- ア 出資団体の経営状況及び財政状態を十分把握し、適切な指導監督を行っているか。
- イ 出資者としての権利行使は適切に行われているか。

指定管理者監査

① 指定管理者の選定

- ア 指定管理料の上限額の設定根拠は適切か。
- イ 指定管理者の選定手続は適正か。

② 協定の締結

- ア 指定管理業務の内容や基準は明確か。
- イ 指定管理業務に指定管理者選定の際の提案事業等が記載されているか。
- ウ 指定管理業務に不適切な業務（法令により委任できない業務、施設の設置目的に沿わない業務等）が含まれていないか。
- エ 自主事業の内容や、これに係る経費や収入の扱いは明確か。
- オ 事業報告書に記載すべき内容として、指定管理業務の実施状況を把握するために必要

十分な事項が定められているか。

カ 施設や設備の修繕に関する責任と費用の負担区分は明確か。

キ 指定管理料の積算根拠は適切か。

ク 報奨金の算定根拠は適切か。

③ 指定管理業務の履行

ア 協定書記載の業務につき規定の事業報告書が提出されているか。

イ 使用料の減免手続が適正に行われているか。

ウ 適正な経理処理に基づき正確な収支報告書が作成されているか。

エ 備品は適正に管理されているか。

オ 実施した修繕に負担者が妥当でない事例はないか。

カ 第三者への業務委託が不適切に行われていないか。

キ 指定管理業務外の業務（市が行うべき業務）を指定管理者が行っていないか。

ク 個人情報保護対策は適切か。

④ モニタリング評価

ア 施設所管組織によるモニタリング評価は、十分な判断材料に基づき、適切に行われているか。

(2) 予備調査の実施と本調査における着眼点の設定

リスク仮説に基づいて予備調査（資料入手、団体所管組織への照会等）を行うことで、リスクが高いと見込まれる事業をさらに絞り込み、本調査における着眼点（検証すべき事項）を設定する。

3 本調査の実施

2で設定した着眼点を中心に、対象団体、団体所管組織、指定管理施設所管組織の担当者等への質問、実査、関係書面の調査等を行い、事実を検証する。なお、本調査の過程で着眼点以外に関する課題が検出された場合は、当該事項についても併せて検証を行う。

4 所属長ヒアリングの実施

本調査の結果検出された課題について、監査事務局から団体所管組織、指定管理施設所管組織、必要に応じ対象団体の所属長（又は責任者）に対し、その内容を説明するとともに、事実の存否及び対応への見解を確認する。

5 委員監査会の開催

監査委員が直接監査するための場として、委員監査会を開催する。

出資団体監査・指定管理者監査

尼崎中高年事業株式会社 【尼崎市立立花地区会館・尼崎市立園田地区会館】

| | | |
|-----------|--------------------------------------|--|
| 対 象 団 体 | 尼崎中高年事業株式会社 | |
| 対象団体所管組織 | 経済環境局経済部しごと支援課 | |
| 指定管理 | 管理する施設 | ① 尼崎市立立花地区会館 ② 尼崎市立園田地区会館 |
| | 施設所管組織 | ① 市民協働局立花地域振興センター ② 市民協働局園田地域振興センター |
| 監 査 の 期 間 | 平成 29 年 11 月 27 日から平成 30 年 3 月 2 日まで | |

第 1 監査の対象

監査の対象は、平成 28 年度に執行された次の事務とする。ただし、必要に応じて平成 27 年度以前及び平成 29 年度についても対象とする。

- ① 対象団体における出納その他の執行事務
- ② 対象団体の所管組織及び上記施設の所管組織の執行事務のうち、当該団体に係る事務

第 2 概要

1 対象団体の概要

| | | |
|--------------|--|--|
| 名 称 (所在地) | 尼崎中高年事業株式会社 (尼崎市南塚口町四丁目 1 番 44 号) | |
| 設 立 | 尼崎市の中高齢者の雇用の促進と安定のため、昭和 50 年 7 月、兵庫県・尼崎市・経済団体・労働団体等の協力によって尼崎中高年労働者事業団が設立され、昭和 58 年 7 月 30 日、事業の一層の充実・拡大と地域社会貢献のため尼崎市を筆頭株主とし株式会社に改組された。 | |
| 組 織 | 役 員：代表取締役社長、代表取締役専務、取締役 7 人、監査役 2 人 従業員：171 人（パートタイマー115 人含む。） (平成 29 年 3 月末日現在) | |
| 市との関係 | 市 出 資 額 | 2,800 万円 (56%) |
| | 役員 の 兼 務 等 | 代表取締役社長、取締役、監査役 |
| | そ の 他 | ・塚口駅南自転車駐車場の土地 (442.05 m ²) 及び建物 (1,224.48 m ²) を年額 311 万円で借り受け (行政財産使用許可)、運営している。 |

| | | |
|------|---|---|
| | | ・公益社団法人尼崎市シルバー人材センターとともに共同事業体を構成し、尼崎市立自転車駐車場（北西部地域）の指定管理業務を行っている。 |
| 事業内容 | (1) 国等及び地方公共団体の街路樹、植樹帯の緑化に関する受託業務 (2) 地方公共団体の公園、駅前広場等の管理並びに公園樹木、施設緑地の緑化に関する受託業務 (3) 緑地、庭園樹木の保護育成並びに造園、植栽工事に関する業務 (4) 苗畑、園芸植物の生産管理に関する受託業務 (5) 苗木等の斡旋販売 (6) 自転車駐車場の管理運営に関する受託業務 (7) 看板等の設置に関する業務 (8) 各種事業施設の管理運営に関する受託業務 (9) 害虫駆除に関する受託業務 (10) 営繕に関する業務（建築工事業） (11) (1)～(10)に付帯する一切の業務 | |

2 主要事業の実績（平成 28 年度）

（単位：千円）

| 区分 | 主 な 事 業 名 | 売上高 | 売上原価 | 売上総利益 |
|--------|--------------------------------------|---------|---------|---------|
| 自主事業 | ・塚口駅南自転車駐車場管理運営事業 | 32,296 | 17,950 | 14,346 |
| | 小 計 | 32,296 | 17,950 | 14,346 |
| 指定管理事業 | ・尼崎市立立花地区会館管理事業 | 18,116 | 20,079 | △ 1,963 |
| | ・尼崎市立園田地区会館管理事業 | 19,774 | 16,487 | 3,287 |
| | 小 計 | 37,890 | 36,566 | 1,324 |
| 受託事業 | ・緑化事業 | 250,243 | 222,457 | 27,786 |
| | ・中央公園等及び阪神尼崎駅北駅前広場等維持管理事業（緑化事業分を除く。） | 59,561 | 48,083 | 11,478 |
| | 小 計 | 309,803 | 270,540 | 39,264 |

また、主要な契約のうち、尼崎市との一者特命随意契約に関するものは次のとおりである。

（単位：千円）

| 契 約 名 | 売上高 | 売上原価 | 売上総利益 |
|------------------------------------|---------|---------|--------|
| ・緑地緑道等保護育成業務 | 86,000 | 59,139 | 26,861 |
| ・道路植樹帯等保護育成業務 | 57,000 | 51,078 | 5,922 |
| ・中央公園等及び阪神尼崎駅北駅前広場等維持管理（緑化事業分を含む。） | 70,114 | 55,767 | 14,347 |
| 合 計 | 213,114 | 165,985 | 47,129 |

3 経営状況

〔比較損益計算書〕

(単位：千円)

| | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 | 平成27年度 | 平成28年度 |
|----------------------|--------------------|--------------------|--------------------|-------------------|-------------------|
| 売上高 | 521,899 | 504,584 | 535,854 | 510,768 | 493,062 |
| 売上原価 | 430,850 | 433,227 | 475,578 | 467,495 | 423,726 |
| 売上総利益 | 91,049 | 71,357 | 60,276 | 43,273 | 69,336 |
| 販売費及び一般管理費 | 85,831 | 83,044 | 70,444 | 65,852 | 68,536 |
| 営業利益 | 5,218 | △ 11,687 | △ 10,168 | △ 22,579 | 800 |
| 営業外収益 (うち国からの助成金) | 38,092 (33,564) | 30,096 (25,211) | 23,673 (16,112) | 11,551 (9,581) | 10,952 (4,724) |
| 営業外費用 | 1,289 | 301 | 147 | 329 | 1,038 |
| 経常利益 | 42,021 | 18,109 | 13,358 | △ 11,358 | 10,714 |
| 特別利益 | 64 | 52 | — | — | 120 |
| 特別損失 | 36 | — | — | 79 | 0 |
| 税引前当期純利益 | 42,050 | 18,161 | 13,358 | △ 11,436 | 10,834 |
| 法人税、住民税及び事業税 | 15,055 | 7,334 | 2,856 | 1,308 | 382 |
| 当期純利益 | 26,995 | 10,828 | 10,502 | △ 12,745 | 10,452 |

売上高は、直近5年間は減少傾向にある。

営業利益は平成25年度から27年度まで3年連続の赤字であったが、28年度は、業務量に見合った適正な人員配置等により売上原価が減少したことでようやく80万円の黒字となった。

当期純利益は平成27年度を除いて黒字であるが、これは国からの助成金等の営業外収益によってかろうじて確保しているものである。

4 財政状態

[比較貸借対照表]

(単位：千円)

| | | 平成 27 年度末 現在 | 平成 28 年度末 現在 | 対前年度増減 |
|----------------------|----------------|-----------------|-----------------|----------|
| 資産 の 部 | 流動資産 | 503,971 | 516,035 | 12,064 |
| | (うち現金及び預金) | (407,394) | (412,787) | (5,393) |
| | 固定資産 | 483,613 | 486,216 | 2,603 |
| | (うち投資有価証券) | (193,169) | (202,320) | (9,151) |
| 合 計 | | 987,584 | 1,002,251 | 14,667 |
| 負債・純 資産 の 部 | (負債の部) | | | |
| | 流動負債 | 63,808 | 70,185 | 6,377 |
| | 固定負債 | 60,074 | 57,912 | △ 2,162 |
| | 負債の部合計 | 123,882 | 128,097 | 4,215 |
| | (純資産の部) | | | |
| | 資本金 | 50,000 | 50,000 | 0 |
| | 利益剰余金 | 813,702 | 824,154 | 10,452 |
| | (うち社屋等補修積立金) | (130,000) | (130,000) | (0) |
| | (うち社屋用地等取得準備金) | (380,000) | (380,000) | (0) |
| | (うち繰越利益剰余金) | (303,702) | (314,154) | (10,452) |
| | 純資産の部合計 | 863,702 | 874,154 | 10,452 |
| | 合 計 | 987,584 | 1,002,251 | 14,667 |

流動資産は5億円を超え、流動比率（流動資産/流動負債）は735.2%と、資金繰りには全く問題がない。自己資本比率（純資産/総資産）も87.2%に達しており、現時点の財政状態は極めて優良である。

5 指定管理の概要

(1) 立花地区会館

ア 施設

| | |
|--------------|---|
| 名 称 | 尼崎市立立花地区会館 |
| 所在地・ 電話番号 | 尼崎市大西町一丁目14番5号 電話番号 06-6429-6431 |
| 設置条例等 | 尼崎市立地区会館の設置及び管理に関する条例、同施行規則 |
| 設置目的 | 市民の生活文化の向上と社会福祉の増進を図るための各種の研修、レクリエーション及び集会の場を提供する。 |
| 土 地 | 1,991.32 m ² |
| 建 物 | 鉄筋コンクリート造 3階建（一部4階建）（うち当該施設は2～4階部分） 延床面積：2,129.12 m ² （うち当該施設は1,467.90 m ² ） |
| 設 備 | 大会議室、小会議室、大広間、教室、茶室、料理教室、ホール等 |
| 供用時間 | 午前9時から午後9時まで |

| | |
|-------|----------------------|
| 休 館 日 | 水曜日、12月29日から翌年1月3日まで |
|-------|----------------------|

イ 施設使用料

(単位：円)

| 区 分 | | 午前9時から 午後0時まで | 午後1時から 午後5時まで | 午後6時から 午後9時まで |
|------|---------|------------------|------------------|------------------|
| ホール | | 9,000 | 11,900 | 18,000 |
| 大会議室 | 全面使用 | 2,500 | 3,400 | 5,000 |
| | 3分の1面使用 | 900 | 1,200 | 1,700 |
| 小会議室 | | 1,200 | 1,600 | 2,400 |
| 大広間 | 全面使用 | 4,100 | 5,400 | 8,200 |
| | 2分の1面使用 | 2,100 | 2,700 | 4,100 |
| 茶室 | | 1,000 | 1,200 | 1,900 |
| 教室 | | 800 | 1,100 | 1,600 |
| 料理教室 | | 1,200 | 1,600 | 2,400 |

※ 本市内に住所を有しない者は1.5倍。施設の設置目的に適合した活動を行うために利用をする場合等に減免

ウ 指定管理期間及び業務範囲

| | |
|-------------------------|---|
| 当該施設の指定管理者制度導入年月日 | 平成24年4月1日 |
| 監 査 対 象 団 体 の 指 定 期 間 | 平成24年4月1日～平成29年3月31日 |
| | 平成29年4月1日～平成31年3月31日 |
| 条例に定める 指定管理業務の 範囲 | <ul style="list-style-type: none"> ア 利用許可、その取消しその他会館の利用に関すること。 イ 会館の利用に係る使用料の徴収、減免、還付に関すること。 ウ 会館の施設及び付属設備の維持管理に関すること。 エ その他市長が必要と認める業務 |
| 協定に定める 指定管理業務の 範囲 | <ul style="list-style-type: none"> ア 施設の利用の許可、その取消しその他会館の利用に関すること。 イ 尼崎市公共施設予約システムの運用に関する業務 ウ 施設の利用に係る使用料の徴収、減免及び還付に関する業務 エ 施設及び供用備品の維持管理業務 オ 施設及び備品に係る1件50万円未満の補修工事及び修繕業務 カ 施設の利用状況等統計に関する業務 キ たちばなNPOプラザの利用にかかる鍵の保管及び貸出業務 ク 「はるる」と「くばるん」の受付業務 |

(2) 園田地区会館

ア 施設

| | |
|--------------|---------------------------------------|
| 名 称 | 尼崎市立園田地区会館 |
| 所在地・ 電話番号 | 尼崎市東園田町四丁目12番地の4 電話番号 06-6493-0140 |

| | |
|-------|--|
| 設置条例等 | 尼崎市立地区会館の設置及び管理に関する条例、同施行規則 |
| 設置目的 | 市民の生活文化の向上と社会福祉の増進を図るための各種の研修、レクリエーション及び集会の場を提供する。 |
| 土地 | 1,323.34 m ² |
| 建物 | 鉄筋コンクリート造 2階建 延床面積：1,364.73 m ² |
| 設備 | 大会議室、小会議室、大広間、教室、茶室、ホール等 |
| 供用時間 | 午前9時から午後9時まで |
| 休館日 | 水曜日、12月29日から翌年1月3日まで |

イ 施設使用料

(単位：円)

| 区 分 | | 午前9時から 午後0時まで | 午後1時から 午後5時まで | 午後6時から 午後9時まで |
|------|---------|------------------|------------------|------------------|
| ホール | | 9,000 | 11,900 | 18,000 |
| 大会議室 | 全面使用 | 2,500 | 3,400 | 5,000 |
| | 2分の1面使用 | 1,300 | 1,700 | 2,500 |
| 小会議室 | | 1,200 | 1,600 | 2,400 |
| 大広間 | 全面使用 | 4,100 | 5,400 | 8,200 |
| | 2分の1面使用 | 2,100 | 2,700 | 4,100 |
| 茶室 | | 1,000 | 1,200 | 1,900 |
| 教室 | | 800 | 1,100 | 1,600 |

※ 本市内に住所を有しない者は1.5倍。施設の設置目的に適合した活動を行うために利用をする場合等に減免

ウ 指定管理期間及び業務範囲

| | |
|-------------------------|---|
| 当該施設の指定管理者制度導入年月 | 平成24年4月1日 |
| 監査対象団体の指定期間 | 平成24年4月1日～平成29年3月31日 平成29年4月1日～平成31年3月31日 |
| 条例に定める 指定管理業務の 範囲 | ア 利用許可、その取消しその他会館の利用に関すること。 イ 会館の利用に係る使用料の徴収、減免、還付に関すること。 ウ 会館の施設及び付属設備の維持管理に関すること。 エ その他市長が必要と認める業務 |
| 協定に定める 指定管理業務の 範囲 | ア 施設の利用許可に係る事務 イ 尼崎市公共施設予約システムの運用に関する業務 ウ 施設の利用に係る使用料の徴収、減免及び還付に関する業務 エ 施設及び備品の維持管理業務 オ 施設及び備品で、1件50万円未満の補修工事及び修繕業務 カ 避難場所の開設及び運営に係る業務 キ コミュニティルーム園田の鍵の管理及び貸出に関する業務 |

| | |
|--|---|
| | ク 図書室の利用（貸出し、閲覧等）に関する業務 ケ 「はるる」と「くばるん」の受付及び広報物の掲示・展示に関する業務 |
|--|---|

6 指定管理料の額（平成 28 年 4 月 1 日～平成 29 年 3 月 31 日）

(1) 立花地区会館

（単位：円）

| | 金 額 | （単位：円） | |
|-------|------------|------------|------------|
| | | 本体価格 | 消費税及び地方消費税 |
| 指定管理料 | 19,495,913 | 18,051,772 | 1,444,141 |

(2) 園田地区会館

（単位：円）

| | 金 額 | （単位：円） | |
|-------|------------|------------|------------|
| | | 本体価格 | 消費税及び地方消費税 |
| 指定管理料 | 21,250,000 | 19,675,926 | 1,574,074 |

第3 監査の結果

対象団体の業務が適正に行われているかにつき監査を行ったところ、結果は次のとおりであった。

出資団体監査

1 対象団体の経営

対象団体、対象団体所管組織ともに同様の課題が見られたため、双方に対し要請を行う。

(P. 73～75 **委員要請事項**)

2 出資者としての対象団体への関与

上記1のとおり、対象団体及び対象団体所管組織に対し要請を行う。

(P. 73～75 **委員要請事項**)

指定管理者監査

1 協定の締結

適正に行われていた。

2 指定管理業務の履行

指定管理料の執行誤りが見られたほか、指定管理料と自主事業の混在があったため、対象団体及び施設所管組織に対し改善を要求した。(事務局改善要求事項)

また、基本協定書において定められた備品管理簿が未作成であったほか、地区会館使用料の減免について立花地区会館と園田地区会館で取扱いが不統一であったため、施設所管組織に対し改善を要求した。(事務局改善要求事項)

3 モニタリング評価

立花地区会館・園田地区会館の指定管理業務に係る実績報告書の適正性の確認を怠っていたために、2で述べた指定管理料の執行誤りや指定管理料と自主事業の混在を見逃していた。

委員要請事項

<尼崎中高年事業株式会社の今後の経営について>

[尼崎中高年事業株式会社、経済環境局]

1 設立の経緯と現状

(1) 設立の経緯

尼崎中高年事業株式会社（以下「対象団体」という。）は、尼崎市の中高齢者の雇用の促進と安定のため、昭和 50 年 7 月、兵庫県・尼崎市・経済団体・労働団体等の協力によって設立された尼崎中高年労働者事業団を前身とする。昭和 58 年 7 月、尼崎市を筆頭株主とし株式会社に変更された。

(2) 経営状況及び財政状態

[比較損益計算書]

(単位：千円)

| | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 | 平成27年度 | 平成28年度 |
|----------------------|--------------------|--------------------|--------------------|-------------------|-------------------|
| 売上高 | 521,899 | 504,584 | 535,854 | 510,768 | 493,062 |
| 売上原価 | 430,850 | 433,227 | 475,578 | 467,495 | 423,726 |
| 売上総利益 | 91,049 | 71,357 | 60,276 | 43,273 | 69,336 |
| 販売費及び一般管理費 | 85,831 | 83,044 | 70,444 | 65,852 | 68,536 |
| 営業利益 | 5,218 | △11,687 | △10,168 | △22,579 | 800 |
| 営業外収益 (うち国からの助成金) | 38,092 (33,564) | 30,096 (25,211) | 23,673 (16,112) | 11,551 (9,581) | 10,952 (4,724) |
| 営業外費用 | 1,289 | 301 | 147 | 329 | 1,038 |
| 経常利益 | 42,021 | 18,109 | 13,358 | △11,358 | 10,714 |
| 特別利益 | 64 | 52 | — | — | 120 |
| 特別損失 | 36 | — | — | 79 | 0 |
| 税引前当期純利益 | 42,050 | 18,161 | 13,358 | △11,436 | 10,834 |
| 法人税、住民税及び事業税 | 15,055 | 7,334 | 2,856 | 1,308 | 382 |
| 当期純利益 | 26,995 | 10,828 | 10,502 | △12,745 | 10,452 |

直近 5 年間の実績を見ると、売上高は減少傾向にある。市との一者特命随意契約が占める割合は年々減少してはいるものの、平成 28 年度においても 4 割以上となっている。

営業利益は平成 25 年度から 27 年度まで 3 年連続の赤字である。平成 28 年度は、業務量に見合った適正な人員配置等により売上原価が減少したことでようやく営業利益が 80 万円の黒字となったが、人件費節減のため代表取締役社長に副市長が就任していることを考慮する必

要がある。

当期純利益は平成 27 年度を除いて黒字であるが、これは国からの助成金等の営業外収益によってかろうじて確保しているものである。

〔国助成金の交付額及び対象延べ人数〕

(単位：千円、人)

| | | H24 | H25 | H26 | H27 | H28 |
|---|--------|--------|--------|--------|-------|-------|
| 特定求職者雇用開発助成金 (60 歳以上 65 歳未満の雇用に対し交付) | 交付額 | 16,889 | 19,711 | 16,112 | 9,581 | 4,724 |
| | 対象延べ人数 | 46 | 56 | 44 | 25 | 19 |
| 実習型試行雇用奨励金 (東日本大震災被災者の試行雇用に対し交付) | 交付額 | 16,675 | 5,500 | | | |
| | 対象延べ人数 | 15 | 11 | | | |
| 合 計 | 交付額 | 33,564 | 25,211 | 16,112 | 9,581 | 4,724 |
| | 対象延べ人数 | 61 | 67 | 44 | 25 | 19 |

特定求職者雇用開発助成金の交付額は、従業員の年齢上昇 ((3)参照) に伴い年々減少している。また、実習型試行雇用奨励金は平成 24・25 年度の時限制度である。

経営状況に課題が見られる一方、財政状態は次のとおりとなっている。

〔貸借対照表 (平成 28 年度末現在)〕

(単位：千円)

| | | | |
|------------|-----------|----------------|-----------|
| 流動資産 | 516,035 | (負債の部) | |
| (うち現金及び預金) | (412,787) | 流動負債 | 70,185 |
| 固定資産 | 486,216 | 固定負債 | 57,912 |
| (うち投資有価証券) | (202,320) | 負債の部 合計 | 128,097 |
| | | (純資産の部) | |
| | | 資本金 | 50,000 |
| | | 利益剰余金 | 824,154 |
| | | (うち社屋等補修積立金) | (130,000) |
| | | (うち社屋用地等取得準備金) | (380,000) |
| | | (うち繰越利益剰余金) | (314,154) |
| | | 純資産の部 合計 | 874,154 |
| 資産の部 合計 | 1,002,251 | 負債・純資産の部 合計 | 1,002,251 |

流動資産は 5 億円を超え、流動比率 (流動資産/流動負債) は 735.2%と、資金繰りには全く問題がない。自己資本比率 (純資産/総資産) も 87.2%に達しており、現時点の財政状態は極めて優良である。

(3) 雇用状況

対象団体の前身が設立された当時は、民間企業は 55 歳定年制が一般的であったが、現在では 65 歳定年制を導入する企業が増加しており、雇用環境は大きく変化している。これを受けて、対象団体における新規採用者の平均年齢は上昇傾向にある (平成 28 年度新規採用者数 46 人のうち、31 人は 65 歳以上)。

〔新規採用者数及び平均年齢〕

(単位：人、歳)

| | 平成 24 年度 | 平成 25 年度 | 平成 26 年度 | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 |
|--------|----------|----------|----------|----------|----------|
| 新規採用者数 | 40 | 55 | 50 | 43 | 46 |
| 平均年齢 | 62.3 | 61.6 | 62.9 | 66.8 | 65.4 |

2 課題

上記のとおり、対象団体の経営状況は、市への依存度が高く、企業として自立しているとは言い難い。

また、雇用環境の変化によって新規採用従業員は本来対象としていた中高年層よりは、高齢者層が中心となってきており、対象団体の使命は薄れている。

したがって、財政状態が極めて優良である現在において、市出資企業としての使命を見直し、統廃合を含め今後のあり方を検討すべき時期にあると言える。

【要請の内容】

尼崎中高年事業株式会社の経営については、市への依存度が高く、企業として自立しているとは言い難い状況である。

また、雇用環境が変化しており、中高年齢者の雇用の促進と安定という同社の使命を見直すべき時期にあると言える。

こうしたことから、同社及び市においては、同社の今後のあり方について、統廃合も含めた検討をするよう要請する。

指定管理者監査 (1)

尼崎中高年事業株式会社・ 公益社団法人尼崎市シルバー人材センター共同事業体 【尼崎市立自転車駐車場（北西部地域）】

| | |
|-----------------|--------------------------------------|
| 対象団体 (指定管理者) | 尼崎中高年事業株式会社・公益社団法人尼崎市シルバー人材センター共同事業体 |
| 管理する施設 | 尼崎市立立花駅第1～第7、立花駅南地下及び武庫之荘駅第1自転車駐車場 |
| 施設所管組織 | 都市整備局土木部放置自転車対策担当 |
| 監査の期間 | 平成29年11月30日から平成30年3月2日まで |

第1 監査の対象

監査の対象は、平成28年度に執行された次の事務とする。ただし、必要に応じて平成27年度以前及び平成29年度についても対象とする。

- ① 対象団体における執行事務のうち、上記施設に係る指定管理業務に係る事務
- ② 上記施設の所管組織の執行事務のうち、対象団体に係る事務

第2 概要

1 施設の概要

| | |
|-------------|---|
| 名称 (所在地) | <ol style="list-style-type: none">① 尼崎市立立花駅第1自転車駐車場 (尼崎市西立花町一丁目)② 尼崎市立立花駅第2自転車駐車場 (尼崎市立花町一丁目)③ 尼崎市立立花駅第3自転車駐車場 (尼崎市七松町一丁目)④ 尼崎市立立花駅第4自転車駐車場 (尼崎市立花町一丁目)⑤ 尼崎市立立花駅第5自転車駐車場 (尼崎市立花町一丁目)⑥ 尼崎市立立花駅第6自転車駐車場 (尼崎市七松町二丁目)⑦ 尼崎市立立花駅第7自転車駐車場 (尼崎市立花町四丁目)⑧ 尼崎市立立花駅南地下自転車駐車場 (尼崎市七松町一丁目) |
|-------------|---|

| 供用時間 | ① 午前4時55分から翌日の午前1時15分まで（無休） ② 午前4時55分から翌日の午前1時15分まで（無休） ③ 午前4時55分から翌日の午前1時15分まで（無休） ④ 24時間（無休） ⑤ 24時間（無休） ⑥ 24時間（無休） ⑦ 24時間（無休） ⑧ 午前4時55分から翌日の午前1時15分まで（無休） ⑨ 午前4時25分から翌日の午前1時5分まで（無休） | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|------|--|----------------------------|-----------------|-------------|-----------------|---|--------|--------|------|---|--------|--------|------|---|--------|--------|------|---|--------|--------|------|---|--------------------------|----------------------------|---|---|--------------------------|----------------------------|---|---|--------|--------|---|---|--------|--------|------|---|--------|--------|------|--|-------------|-------------|-----------------|---|---|---|---|---|---|---|------|---|---|---|------|---|---|---|---|---|--------------------------|--------------------------|----------|---|------------|------------|---|---|--------|--------|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 利用料金 | <p>自転車</p> <table border="1" data-bbox="432 680 1310 1263"> <thead> <tr> <th></th> <th>定期利用 1か月</th> <th>定期利用 3か月</th> <th>一時利用 1日1回につき</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>①</td><td>2,100円</td><td>5,900円</td><td>150円</td></tr> <tr><td>②</td><td>2,100円</td><td>5,900円</td><td>150円</td></tr> <tr><td>③</td><td>2,100円</td><td>5,900円</td><td>150円</td></tr> <tr><td>④</td><td>1,700円</td><td>4,800円</td><td>150円</td></tr> <tr><td>⑤</td><td>(A・B) 1,500円 (C) 800円</td><td>(A・B) 4,200円 (C) 2,200円</td><td>—</td></tr> <tr><td>⑥</td><td>(A・B) 1,500円 (C) 800円</td><td>(A・B) 4,200円 (C) 2,200円</td><td>—</td></tr> <tr><td>⑦</td><td>1,500円</td><td>4,200円</td><td>—</td></tr> <tr><td>⑧</td><td>2,100円</td><td>5,900円</td><td>150円</td></tr> <tr><td>⑨</td><td>2,100円</td><td>5,900円</td><td>150円</td></tr> </tbody> </table> <p>原動機付自転車</p> <table border="1" data-bbox="432 1357 1310 1917"> <thead> <tr> <th></th> <th>定期利用 1か月</th> <th>定期利用 3か月</th> <th>一時利用 1日1回につき</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>①</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td></tr> <tr><td>②</td><td>—</td><td>—</td><td>300円</td></tr> <tr><td>③</td><td>—</td><td>—</td><td>300円</td></tr> <tr><td>④</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td></tr> <tr><td>⑤</td><td>(D) 2,900円 (E) 1,700円</td><td>(D) 8,200円 (E) 4,800円</td><td>(D) 300円</td></tr> <tr><td>⑥</td><td>(D) 1,700円</td><td>(D) 4,800円</td><td>—</td></tr> <tr><td>⑦</td><td>2,500円</td><td>7,100円</td><td>—</td></tr> <tr><td>⑧</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td></tr> <tr><td>⑨</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td></tr> </tbody> </table> <p>※1 定期利用で生活保護受給者、心身障害者は5割減免制度あり ※2 ④の一時利用のみ、利用開始から1時間以内無料</p> | | 定期利用 1か月 | 定期利用 3か月 | 一時利用 1日1回につき | ① | 2,100円 | 5,900円 | 150円 | ② | 2,100円 | 5,900円 | 150円 | ③ | 2,100円 | 5,900円 | 150円 | ④ | 1,700円 | 4,800円 | 150円 | ⑤ | (A・B) 1,500円 (C) 800円 | (A・B) 4,200円 (C) 2,200円 | — | ⑥ | (A・B) 1,500円 (C) 800円 | (A・B) 4,200円 (C) 2,200円 | — | ⑦ | 1,500円 | 4,200円 | — | ⑧ | 2,100円 | 5,900円 | 150円 | ⑨ | 2,100円 | 5,900円 | 150円 | | 定期利用 1か月 | 定期利用 3か月 | 一時利用 1日1回につき | ① | — | — | — | ② | — | — | 300円 | ③ | — | — | 300円 | ④ | — | — | — | ⑤ | (D) 2,900円 (E) 1,700円 | (D) 8,200円 (E) 4,800円 | (D) 300円 | ⑥ | (D) 1,700円 | (D) 4,800円 | — | ⑦ | 2,500円 | 7,100円 | — | ⑧ | — | — | — | ⑨ | — | — | — |
| | 定期利用 1か月 | 定期利用 3か月 | 一時利用 1日1回につき | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ① | 2,100円 | 5,900円 | 150円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ② | 2,100円 | 5,900円 | 150円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ③ | 2,100円 | 5,900円 | 150円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ④ | 1,700円 | 4,800円 | 150円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ⑤ | (A・B) 1,500円 (C) 800円 | (A・B) 4,200円 (C) 2,200円 | — | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ⑥ | (A・B) 1,500円 (C) 800円 | (A・B) 4,200円 (C) 2,200円 | — | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ⑦ | 1,500円 | 4,200円 | — | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ⑧ | 2,100円 | 5,900円 | 150円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ⑨ | 2,100円 | 5,900円 | 150円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 定期利用 1か月 | 定期利用 3か月 | 一時利用 1日1回につき | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ① | — | — | — | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ② | — | — | 300円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ③ | — | — | 300円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ④ | — | — | — | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ⑤ | (D) 2,900円 (E) 1,700円 | (D) 8,200円 (E) 4,800円 | (D) 300円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ⑥ | (D) 1,700円 | (D) 4,800円 | — | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ⑦ | 2,500円 | 7,100円 | — | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ⑧ | — | — | — | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ⑨ | — | — | — | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

2 指定管理者の概要

| | | |
|-------------|---|--|
| 名称 (所在地) | 尼崎中高年事業株式会社・公益社団法人尼崎市シルバー人材センター共同事業体（代表団体：尼崎中高年事業株式会社） （尼崎市南塚口町四丁目1番44号） | |
| 設立目的・事業内容 | 尼崎中高年事業株式会社 尼崎市の中高齢者の雇用の促進と安定のため、兵庫県、尼崎市、経済団体、労働団体等の協力によって設立され、後に事業の一層の充実・拡大と地域社会貢献のため尼崎市を筆頭株主とし株式会社に改組された。尼崎市の公園・街路等を中心に、工場・事業所、市営住宅、個人宅の緑化・樹木管理、及び自転車駐車場管理、地区会館の管理運営等多様な事業を展開している。 公益社団法人尼崎市シルバー人材センター 「高齢者等の雇用の安定等に関する法律」に規定された団体であり、会員である高齢者の自主的な活動を通じて、会員の就業機会の創出と拡大を図り、就業を通じて地域社会づくりと福祉の増進に寄与するものとして設立された。 | |
| 市との関係 | 尼崎中高年事業株式会社 | |
| | 市 出 資 額 | 2,800 万円 (56%) |
| | 役 員 の 兼 務 等 | 代表取締役社長、取締役、監査役 |
| | 他の指定管理業務 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 尼崎市立立花地区会館管理事業 ・ 尼崎市立園田地区会館管理事業 |
| | 公益社団法人尼崎市シルバー人材センター | |
| | 市 出 資 額 | 0 円 (0%) |
| | 役 員 の 兼 務 等 | 副理事長、監事、事務局次長 |
| | 他の指定管理業務 | ・ 尼崎市立老人福祉工場管理事業 |

3 指定管理の概要

| | |
|-------------------------|--|
| 当該施設の指定管理者制度導入日 | 平成 27 年 4 月 1 日 |
| 監 査 対 象 団 体 の 指 定 期 間 | 平成 27 年 4 月 1 日～平成 32 年 3 月 31 日 |
| 条例に定める 指定管理業務の 範囲 | (1) 駐車許可、その取消しその他駐車場の利用に関すること。 (2) 料金の徴収、減免及び還付に関すること。 (3) 駐車場の施設及び付属設備の維持管理に関すること。 (4) その他市長が必要と認める業務 |
| 協定に定める 指定管理業務の 内容 | (1) 駐車場の業務 ア 駐車場の使用許可に関すること。(※) イ 駐車場利用料金等の出納及び還付に関すること。 ウ つり銭の用意 エ 駐車場使用許可の取消し及び使用停止に関すること。 オ 駐車場の秩序及び施設の維持、その他保全に関すること。 |

| | |
|--|--|
| | <p>カ 駐車場運営に伴う消耗品及び印刷物の購入に関すること。</p> <p>キ 駐車場運営に伴う消耗品の補充に関すること。</p> <p>ク 駐車場運営に起因する危険管理及び苦情等処理に関すること。</p> <p>ケ 植栽の維持管理に関すること。</p> <p>コ 施設内及び周辺の清掃に関すること。</p> <p>サ その他市長が必要と認めること。</p> <p>(2) 駐車場施設の維持管理</p> <p>(3) 自主事業</p> <p>ア 定期券の再発行に伴う定期券の用紙の販売</p> <p>イ 尼崎市立武庫之荘駅第1自転車駐車場でのレンタサイクル事業</p> <p>ウ 自転車有料簡易修繕事業</p> <p>エ 自転車に係る消耗品の物品販売事業 (指定管理者選定の際の提案事業等。市と協議のうえやめることができる。)</p> <p>※ 駐車場の使用許可等受付業務等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 駐車場使用に関する申請の受付 ・ 駐車標章（定期シール）再交付申請の受付 ・ 駐車場定期利用料減免申請の受付 ・ 駐車場定期利用料還付請求の受付 ・ 駐車券及び駐車標章（定期シール）の交付 ・ 駐車標章（定期シール）の再交付 ・ 必要に応じた駐車場利用者への領収書の交付 ・ 駐車場の定期契約者情報の管理 |
|--|--|

4 指定管理料等の額（平成 28 年 4 月 1 日～平成 29 年 3 月 31 日）

（単位：円）

| | 金 額 | 本体価格 | |
|--------|-------------|-------------|------------|
| | | 本体価格 | 消費税及び地方消費税 |
| 指定管理料 | 149,404,425 | 138,337,431 | 11,066,994 |
| 報奨金(※) | 10,463,040 | 9,688,000 | 775,040 |
| 合 計 | 159,867,465 | 148,025,431 | 11,842,034 |

※ 報奨金は、協定書に基づき次のとおり算定されている。

武庫之荘駅第1自転車駐車場

(㉠78,310,100円－㉡66,199,000円) × 0.8 = 9,688,000円（千円未満切捨）

立花駅第1～第7及び立花駅南地下自転車駐車場

(㉠155,982,750円－㉡161,941,000円) × 0.8 = ー円（千円未満切捨）

9,688,000 円 × 1.08（消費税及び地方消費税加算）＝10,463,040 円

- 〔 ㉠ 平成 28 年度自転車駐車場使用料収入の決算額
㉡ 指定管理者公募時に市が設定し協定書に定めている標準収入額 〕

第3 監査の結果

指定管理に係る業務が各段階において適正に行われているかにつき監査を行ったところ、結果は次のとおりであった。

1 指定管理者の選定

適正に行われていた。

2 協定の締結

収支報告を行う科目のうち、一般管理費において計上ルールが明確に定められておらず、共同事業体を構成する2者のうち1者において収支差額の調整が行われていた。このような施設所管組織の不十分なモニタリング評価体制は、適切な評価検証を阻害することから、「4 モニタリング評価」における課題とする。

3 指定管理業務の履行

監査により、収支報告書の数値に過誤があることが判明した。報告書の数値及び計上されている消費税については次のとおりである。

[平成28年度 収支状況]

(単位：円)

| | 科目 | 尼崎中高年事業株式会社 (計上されている消費税) | 公益社団法人尼崎市 シルバー人材センター (計上されている消費税) | 計 |
|----|-------------------|-----------------------------|---|-------------|
| 収入 | 1 指定管理料 | 108,511,580 (預り消費税) | 40,892,845 (預り消費税) | 149,404,425 |
| 支出 | 1 人件費 (消費税非課税) | 77,649,563 | 30,409,379 | 108,058,942 |
| | 2 事務費 | 316,838 (支払消費税) | 112,271 (—) | 429,109 |
| | 3 消耗品費 | 1,979,137 (支払消費税) | 383,905 (—) | 2,363,042 |
| | 4 光熱水費 | 5,088,952 (支払消費税) | 1,839,248 (—) | 6,928,200 |
| | 5 燃料費 | 104,560 (支払消費税) | 0 (—) | 104,560 |
| | 6 設備等修繕経費 | 1,146,852 (支払消費税) | 334,480 (—) | 1,481,332 |
| | 7 保険料 (消費税非課税) | 55,820 | 0 | 55,820 |
| | 8 委託料 | 2,276,376 (支払消費税) | 3,021,600 (—) | 5,297,976 |
| | 9 雑費 | 5,000 (支払消費税) | 4,445 (—) | 9,445 |
| | 10 租税公課 | 6,171,917 (消費税納付額) | 2,601,134 (11以外の支払消費税・消費税納付額) | 8,773,051 |
| | 11 一般管理費 | 12,465,544 (支払消費税) | 2,186,383 (支払消費税) | 14,651,927 |
| | 支出合計 | 107,260,559 | 40,892,845 | 148,153,404 |
| | 収支差額 | 1,251,021 | 0 | 1,251,021 |

共同事業体を構成する2者で消費税の記載方法が異なるにもかかわらず、各科目の数値を合算して記載している。また収支が赤字になる場合、一般管理費から差し引いて収支差額が0円

となるよう調整を行って記載している。これらの不適切な記載は、指定管理者によって適正な経理処理がなされていなかったにもかかわらず、提出された収支報告書について施設所管組織による確認が十分でなかったことや、適切な指導ができていなかったことに起因するものであるため、「4 モニタリング評価」における課題とする。

このほか、指定事業と自主事業に係る経費区分の誤りや消防訓練が未実施であるといった事例が見られたため、監査事務局から指定管理者に対し改善を要求した。(事務局改善要求事項)

また、定期駐車券の減免手続の不備、備品の定義が不明確であることによる備品管理簿の不備及び再委託業務の履行確認の不備のほか、共同事業体構成団体間で業務の取扱いが異なる状況を容認している事例があったため、監査事務局から施設所管組織に対し改善を要求した。(事務局改善要求事項)

4 モニタリング評価

収支報告に基づく評価検証について、今回指定管理者監査を行った他の2地域の市営自転車駐車場においても同種の問題が見られたため、施設所管組織に対し3地域につき一括して措置を求めることとする。(P.95～97 **委員措置要求事項**)

このほか、指定管理者からの企画提案内容の履行状況が書面で管理されていないといった事例が見られたため、監査事務局から施設所管組織に対し改善を要求した。(事務局改善要求事項)

指定管理者監査 (2)

公益財団法人自転車駐車場整備センター・ 株式会社駐輪サービス共同事業体 【尼崎市立自転車駐車場（北東部地域）】

| | |
|-----------------|------------------------------------|
| 対象団体 (指定管理者) | 公益財団法人自転車駐車場整備センター・株式会社駐輪サービス共同事業体 |
| 管理する施設 | 尼崎市立JR尼崎駅南自転車駐車場及びJR尼崎駅北自転車駐車場 |
| 施設所管組織 | 都市整備局土木部放置自転車対策担当 |
| 監査の期間 | 平成29年11月30日から平成30年3月2日まで |

第1 監査の対象

監査の対象は、平成28年度に執行された次の事務とする。ただし、必要に応じて平成27年度以前及び平成29年度についても対象とする。

- ① 対象団体における執行事務のうち、上記施設に係る指定管理業務に係る事務
- ② 上記施設の所管組織の執行事務のうち、対象団体に係る事務

第2 概要

1 施設の概要

| | |
|-------------|---|
| 名称 (所在地) | ① 尼崎市立JR尼崎駅南自転車駐車場 (尼崎市尼崎市長洲本通一丁目) ② 尼崎市立JR尼崎駅北自転車駐車場 (尼崎市潮江一丁目) |
| 設置条例等 | 尼崎市立自転車等駐車場の設置及び管理に関する条例、同施行規則 尼崎市自転車等の放置の防止に関する条例、同施行規則 |
| 設置目的 | 自転車等の利用者の利便を図るとともに、公共の場所における自転車等の放置を防止し、もって良好な都市環境の確保と交通の円滑化を図る。 |
| 設置年月 | ① 平成15年9月 ② 平成11年11月 |
| 土地 | 地目： ① 公共用地（駅前広場 所管組織：都市整備局土木部道路課） ② 公園（所管組織：都市整備局土木部道路課） |
| 建物 | ① 鉄骨造3階建 延床面積：3,436㎡（平成15年7月築） ② 鉄筋コンクリート造地下1階 延床面積：3,749㎡（平成11年築） |

| | | | | | | | | | | | | | |
|------|---|---------|-----------------------------|------|------|---------|-----------------------------|------|---------|------|------------|-------|--|
| 主要施設 | 自転車駐車場 駐車可能台数： ① 2,331 台 ② 3,092 台 | | | | | | | | | | | | |
| 供用時間 | 午前 4 時 50 分から翌日の午前 1 時 20 分まで（無休） | | | | | | | | | | | | |
| 利用料金 | <table border="1"> <tr> <td rowspan="2">定期利用</td> <td>1 か月</td> <td>2,100 円</td> <td rowspan="2">生活保護受給者、心身障害者は 5 割減免制度あり</td> </tr> <tr> <td>3 か月</td> <td>5,900 円</td> </tr> <tr> <td>一時利用</td> <td>1 日 1 回につき</td> <td>150 円</td> <td></td> </tr> </table> | | | 定期利用 | 1 か月 | 2,100 円 | 生活保護受給者、心身障害者は 5 割減免制度あり | 3 か月 | 5,900 円 | 一時利用 | 1 日 1 回につき | 150 円 | |
| 定期利用 | 1 か月 | 2,100 円 | 生活保護受給者、心身障害者は 5 割減免制度あり | | | | | | | | | | |
| | 3 か月 | 5,900 円 | | | | | | | | | | | |
| 一時利用 | 1 日 1 回につき | 150 円 | | | | | | | | | | | |

2 指定管理者の概要

| | | | |
|---------------|---|----------|--|
| 名称 (所在地) | 公益財団法人自転車駐車場整備センター・株式会社駐輪サービス共同事業体 (代表団体：公益財団法人自転車駐車場整備センター) (東京都中央区日本橋茅場町三丁目 1 番 11 号) | | |
| 設立目的・ 事業内容 | <p>公益財団法人自転車駐車場整備センター</p> <p>自転車利用者の利便の増進及び道路交通の安全と円滑化を図り自転車等駐車場の整備に関する事業等を行い、地域社会の健全な発展に資することを目的として昭和 54 年設立。平成 25 年公益財団法人に改組。自転車等駐車場の建設及び管理運営業務、自転車等駐車場等に関する調査研究、放置自転車にかかわる海外無償供与等を行っている。</p> <p>株式会社駐輪サービス</p> <p>昭和 63 年設立。自転車、原動機付自転車、自動二輪車及び自動車の駐車場の管理運営、自転車等駐輪場の企画、設計、設置及び技術指導、放置自転車等の撤去及び撤去自転車等の保管所の管理、損害保険代理業を行っている。</p> | | |
| 市との関係 | 公益財団法人自転車駐車場整備センター | | |
| | 市 出 資 額 | 0 円 (0%) | |
| | 役 員 の 兼 務 等 | 評議員 | |
| | 他の指定管理業務 | なし | |
| | 株式会社駐輪サービス | | |
| | 市 出 資 額 | 0 円 (0%) | |
| | 役 員 の 兼 務 等 | なし | |
| | 他の指定管理業務 | なし | |

3 指定管理の概要

| | |
|-------------------|---|
| 当該施設の指定管理者制度導入日 | 平成 24 年 4 月 1 日 |
| 監査対象団体の指定期間 | 平成 27 年 4 月 1 日～平成 32 年 3 月 31 日 |
| 条例に定める 指定管理業務の | (1) 駐車許可、その取消しその他駐車場の利用に関すること。 (2) 料金の徴収、減免及び還付に関すること。 |

| | |
|-------------------------|--|
| 範囲 | (3) 駐車場の施設及び付属設備の維持管理に関すること。 (4) その他市長が必要と認める業務 |
| 協定に定める 指定管理業務の 内容 | <p>(1) 駐車場の業務</p> <p>ア 駐車場の使用許可に関すること。(※)</p> <p>イ 駐車場利用料金等の出納及び還付に関すること。</p> <p>ウ つり銭の用意</p> <p>エ 駐車場使用許可の取消し及び使用停止に関すること。</p> <p>オ 駐車場の秩序及び施設の維持、その他保全に関すること。</p> <p>カ 駐車場運営に伴う消耗品及び印刷物の購入に関すること。</p> <p>キ 駐車場運営に伴う消耗品の補充に関すること。</p> <p>ク 駐車場運営に起因する危険管理及び苦情等処理に関すること。</p> <p>ケ 植栽の維持管理に関すること。</p> <p>コ 施設内及び周辺の清掃に関すること。</p> <p>サ その他市長が必要と認めること。</p> <p>(2) 駐車場施設の維持管理</p> <p>(3) 自主事業</p> <p>ア 定期券の再発行に伴う定期券の用紙の販売</p> <p>イ 自転車有料簡易修繕事業</p> <p>ウ 自転車に係る消耗品の物品販売事業 (指定管理者選定の際の提案事業等。市と協議のうえやめることができる。)</p> <p>※ 駐車場の使用許可等受付業務等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 駐車場使用に関する申請の受付 ・ 駐車標章（定期シール）再交付申請の受付 ・ 駐車場定期利用料減免申請の受付 ・ 駐車場定期利用料還付請求の受付 ・ 駐車券及び駐車標章（定期シール）の交付 ・ 駐車標章（定期シール）の再交付 ・ 必要に応じた駐車場利用者への領収書の交付 ・ 駐車場の定期契約者情報の管理 |

4 指定管理料等の額（平成 28 年 4 月 1 日～平成 29 年 3 月 31 日）

（単位：円）

| | 金 額 | | |
|--------|------------|------------|------------|
| | | 本体価格 | 消費税及び地方消費税 |
| 指定管理料 | 64,572,240 | 59,789,112 | 4,783,128 |
| 報奨金(※) | 0 | 0 | 0 |
| 合 計 | 64,572,240 | 59,789,112 | 4,783,128 |

※ 報奨金は、協定書には（使用料収入額－指定管理者公募時に市が設定し協定書に定めている標準収入額）×0.2で算出することとしているが、J R 尼崎駅南自転車駐車場、J R 尼崎駅北自転車駐車場ともに使用料収入額が標準収入額を下回ったため、市からの支給はされていない。

J R 尼崎駅南自転車駐車場

平成 28 年度自転車駐車場使用料収入決算額 75,897,950 円 < 標準収入額 77,803,000 円

J R 尼崎駅北自転車駐車場

平成 28 年度自転車駐車場使用料収入決算額 80,915,650 円 < 標準収入額 83,132,000 円

第3 監査の結果

指定管理に係る業務が各段階において適正に行われているかにつき監査を行ったところ、結果は次のとおりであった。

1 指定管理者の選定

適正に行われていた。

2 協定の締結

収支報告を行う科目のうち、一般管理費において計上ルールが明確に定められておらず、収支差額の調整が行われていた。このような施設所管組織の不十分なモニタリング評価体制は、適切な評価検証を阻害することから、「4 モニタリング評価」における課題とする。

3 指定管理業務の履行

監査により、収支報告書の数値に過誤があることが判明した。報告書の数値及び計上されている消費税については次のとおりである。

〔平成28年度 収支状況〕

(単位：円)

| 科 目 | | 金 額 (計上されている消費税) | | |
|-----|-------------------|---------------------|---|--|
| 収入 | 1 指定管理料 | 64,572,240 (預り消費税) | | |
| 支出 | 1 人件費 (消費税非課税) | 47,707,992 | | |
| | 2 事務費 | 226,254 (支払消費税) | | |
| | 3 消耗品費 | 2,187,773 (支払消費税) | | |
| | 4 光熱水費 | 6,249,745 (支払消費税) | | |
| | 5 設備等修繕経費 | 695,131 (支払消費税) | | |
| | 6 委託料 | 6,322,719 (支払消費税) | | |
| | 7 使用料等 | 220,968 (支払消費税) | | |
| | 8 一般管理費 | 626,664 (支払消費税) | 1 人件費×5%－調整額 【47,707,992×5%－1,758,735】 | |
| | 9 保険料 (消費税非課税) | 310,180 | | |
| | 10 租税公課 | 24,814 (9の支払消費税) | 9 保険料×8% 【310,180×8%】 | |
| | 支出合計 | 64,572,240 | | |
| | 収支差額 | 0 | | |

「10 租税公課」として保険料相当額の8%が計上されており、不適切な処理となっている。また収支が赤字になる場合、一般管理費から差し引いて収支差額が0円となるように調整を行って記載している。これらの不適切な記載は、指定管理者により適正な経理処理がなされていなかったにもかかわらず、提出された収支報告書について施設所管組織による確認が十分でなかったことや、適切な指導ができていなかったことに起因するものであるため、「4 モニタ

リング評価」における課題とする。

このほか、再委託に関する契約行為の不備や消防訓練が未実施であるといった事例が見られたため、監査事務局から指定管理者に対し改善を要求した。(事務局改善要求事項)

また、定期駐車券の減免手続の不備や備品の定義が不明確であることによる備品管理簿の不備といった事例があったため、監査事務局から施設所管組織に対し改善を要求した。(事務局改善要求事項)

4 モニタリング評価

収支報告に基づく評価検証について、今回指定管理者監査を行った他の2地域の市営自転車駐車場においても同種の問題が見られたため、施設所管組織に対し3地域につき一括して措置を求めることとする。(P. 95～97 **委員措置要求事項**)

指定管理者監査 (3)

株式会社阪神ステーションネット・ 株式会社アーキエムズ共同事業体 【尼崎市立自転車駐車場（南部地域）】

| | |
|-----------------|---------------------------------|
| 対象団体 (指定管理者) | 株式会社阪神ステーションネット・株式会社アーキエムズ共同事業体 |
| 管理する施設 | 尼崎市立出屋敷駅北自転車駐車場 |
| 施設所管組織 | 都市整備局土木部放置自転車対策担当 |
| 監査の期間 | 平成29年11月30日から平成30年3月2日まで |

第1 監査の対象

監査の対象は、平成28年度に執行された次の事務とする。ただし、必要に応じて平成27年度以前及び平成29年度についても対象とする。

- ① 対象団体における執行事務のうち、上記施設に係る指定管理業務に係る事務
- ② 上記施設の所管組織の執行事務のうち、対象団体に係る事務

第2 概要

1 施設の概要

| | |
|-------------|--|
| 名称 (所在地) | 尼崎市立出屋敷駅北自転車駐車場 (尼崎市竹谷町二丁目(出屋敷駅北緑地地下)) |
| 設置条例等 | 尼崎市立自転車等駐車場の設置及び管理に関する条例、同施行規則 尼崎市自転車等の放置の防止に関する条例、同施行規則 |
| 設置目的 | 自転車等の利用者の利便を図るとともに、公共の場所における自転車等の放置を防止し、もって良好な都市環境の確保と交通の円滑化を図る。 |
| 設置年月 | 平成2年5月 |
| 土地 | 地目：公園(所管組織：都市整備局土木部公園維持課) |
| 建物 | 鉄筋コンクリート造 地上1階・地下1階建 延床面積：996.42㎡(平成2年4月築) |
| 主要施設 | 自転車駐車場 駐車可能台数：657台 |
| 供用時間 | 午前4時25分から翌日の午前0時50分まで(無休) |

| | | | | |
|------|------|---------|--------|------------------------|
| 利用料金 | 定期利用 | 1か月 | 1,600円 | 生活保護受給者、心身障害者は5割減免制度あり |
| | | 3か月 | 4,400円 | |
| | 一時利用 | 1日1回につき | 100円 | 利用開始から1時間以内無料 |

2 指定管理者の概要

| | | | |
|---------------|---|--------|--|
| 名称 (所在地) | 株式会社阪神ステーションネット・株式会社アーキエムズ共同事業体（代表 団体：株式会社阪神ステーションネット） （大阪市福島区海老江一丁目1番31号） | | |
| 設立目的・ 事業内容 | 株式会社阪神ステーションネット 阪神電鉄の駅サービス事業会社として阪神電気鉄道株式会社の100%出資により設立。定期券販売、駐輪場運営等を行っている。 株式会社アーキエムズ 「街の景観と調和する快適な空間の創造」を企業理念とし、設計、建築、駐輪場の企画・設計・販売・施工・管理運営、不動産開発等を行っている。 | | |
| 市との関係 | 株式会社阪神ステーションネット | | |
| | 市出資額 | 0円(0%) | |
| | 役員 の兼務等 | なし | |
| | 他の指定管理業務 | なし | |
| | 株式会社アーキエムズ | | |
| | 市出資額 | 0円(0%) | |
| | 役員 の兼務等 | なし | |
| | 他の指定管理業務 | なし | |

3 指定管理の概要

| | |
|-------------------------|---|
| 当該施設の指定管理者制度導入日 | 平成27年4月1日 |
| 監査対象団体の指定期間 | 平成27年4月1日～平成32年3月31日 |
| 条例に定める 指定管理業務の 範囲 | (1) 駐車許可、その取消しその他駐車場の利用に関すること。 (2) 料金の徴収、減免及び還付に関すること。 (3) 駐車場の施設及び付属設備の維持管理に関すること。 (4) その他市長が必要と認める業務 |
| 協定に定める 指定管理業務の 内容 | (1) 駐車場の業務 ア 駐車場の使用許可に関すること。(※) イ 駐車場利用料金等の出納及び還付に関すること。 ウ つり銭の用意 エ 駐車場使用許可の取消し及び使用停止に関すること。 オ 駐車場の秩序及び施設の維持、その他保全に関すること。 カ 駐車場運営に伴う消耗品及び印刷物の購入に関すること。 キ 駐車場運営に伴う消耗品の補充に関すること。 |

| | |
|--|--|
| | <p>ク 駐車場運営に起因する危険管理及び苦情等処理に関すること。</p> <p>ケ 植栽の維持管理に関すること。</p> <p>コ 施設内及び周辺の清掃に関すること。</p> <p>サ その他市長が必要と認めること。</p> <p>(2) 駐車場施設の維持管理</p> <p>(3) 自主事業 自転車有料簡易修繕事業（指定管理者選定の際の提案事業。市と協議のうえやめることができる。）</p> <p>※ 駐車場の使用許可等受付業務等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 駐車場使用に関する申請の受付 ・ 駐車券及び駐車標章（定期シール）再交付申請の受付 ・ 駐車場定期利用料減免申請の受付 ・ 駐車場定期利用料還付請求の受付 ・ 駐車券及び駐車標章（定期シール）の交付 ・ 駐車券及び駐車標章（定期シール）の再交付 ・ 必要に応じた駐車場利用者への領収書の交付 ・ 駐車場の定期契約者情報の管理 |
|--|--|

4 指定管理料等の額（平成 28 年 4 月 1 日～平成 29 年 3 月 31 日）

（単位：円）

| | 金 額 | 本体価格 | |
|--------|------------|------------|------------|
| | | 本体価格 | 消費税及び地方消費税 |
| 指定管理料 | 22,072,070 | 20,437,106 | 1,634,964 |
| 報奨金(※) | 345,600 | 320,000 | 25,600 |
| 合 計 | 22,417,670 | 20,757,106 | 1,660,564 |

※ 報奨金は、協定書に基づき次のとおり算定されている。

$$(\text{㉑}3,503,400 \text{ 円} - \text{㉒}2,970,000 \text{ 円}) \times 0.6 = 320,000 \text{ 円 (千円未満切捨)}$$

$$320,000 \text{ 円} \times 1.08 \text{ (消費税及び地方消費税加算)} = 345,600 \text{ 円}$$

- 〔 ㉑ 平成 28 年度自転車駐車場使用料収入の決算額
㉒ 指定管理者公募時に市が設定し協定書に定めている標準収入額 〕

第3 監査の結果

指定管理に係る業務が各段階において適正に行われているかにつき監査を行ったところ、結果は次のとおりであった。

1 指定管理者の選定

適正に行われていた。

2 協定の締結

おおむね適正に行われていた。

3 指定管理業務の履行

監査により、収支報告書の数値に過誤があることが判明した。報告書の数値及び計上されている消費税については次のとおりである。

[平成28年度 収支状況]

(単位：円)

| 科 目 | | 主な摘要 | 金 額 (消費税抜) | |
|---------|-------------|--------------------|------------|-------------|
| 収入 | 1 指定管理料 | | 20,437,106 | 20,437,106 |
| 支出 | 1 人件費 | | 14,030,389 | 14,030,389 |
| | 2 事務費 | 交通費、通信費、コールセンター委託料 | 1,090,818 | A 5,145,690 |
| | 3 消耗品費 | | 168,823 | |
| | 4 光熱水費 | | 1,466,199 | |
| | 5 設備等修繕経費 | | 1,132,004 | |
| | | 修繕費 | 425,000 | |
| | | 駐輪機リース料 | 707,004 | |
| | 6 委託料 | ごみ収集委託料 | 12,000 | |
| | 7 設備等保守点検経費 | 保守点検等委託料 | 1,241,900 | |
| | 8 使用料等 | 貸室使用料 | 13,146 | |
| | 9 一般管理費 | 銀行振込手数料 | 20,800 | |
| 10 租税公課 | “支払消費税相当額” | 324,945 | B 324,945 | |
| | 支出合計 | | 19,501,024 | 19,501,024 |
| 収支差額 | | | 936,082 | 936,082 |

※ A 5,145,690 × 8% = 411,655 ≠ B 324,945

となっているのは、4・6月分の“支払消費税相当額”の算入漏れによるものである。

「10 租税公課」に支払消費税相当額として「人件費以外の支出に8%を乗じた額」が記載されている。この不適切な記載は、提出された収支報告書について施設所管組織による確認が十分でなかったことや、適切な指導ができていなかったことに起因するものであるため、「4 モニタリング評価」における課題とする。

このほか、定期駐車券の減免手続の不備、備品の定義が不明確であることによる備品管理簿の不備、不適切な指示による人件費計上の誤りが見られたため、監査事務局から施設所管組織に対し改善を要求した。(事務局改善要求事項)

4 モニタリング評価

収支報告に基づく評価検証について、今回指定管理者監査を行った他の2地域の市営自転車駐車場においても同種の問題が見られたため、施設所管組織に対し3地域につき一括して措置を求めることとする。(P. 95～97 **委員措置要求事項**)

委員措置要求事項

<収支報告に基づく事業の評価検証について>

〔放置自転車対策担当〕

1 指定管理業務の収支計画及び収支報告の趣旨

指定管理者制度は、公の施設の管理を事業者に包括的に代行させるものであることから、指定管理者の選定に当たっては応募時に収支計画を、また指定期間においては毎年度終了後に収支報告を提出させている。市はこれらにより、各応募者の企画提案内容を比較のうえ選定を行い、指定管理業務の実績を評価検証する。

したがって、収支計画・収支報告の様式は、事業者間、計画と実績、年度ごとの比較検証ができるよう、作成基準を明確に、かつ統一し、市が重視する事項を十分確認できる形に定める必要がある。

2 課題

1の観点から、自転車駐車場に係る指定管理業務の平成28年度収支報告を確認したところ、次の課題が見られた。

| | |
|------|--------------------------------------|
| 北西部： | 尼崎中高年事業株式会社・公益社団法人尼崎市シルバー人材センター共同事業体 |
| 北東部： | 公益財団法人自転車駐車場整備センター・株式会社駐輪サービス共同事業体 |
| 南部： | 株式会社阪神ステーションネット・株式会社アーキエムズ共同事業体 |

(1) 消費税の扱いの不統一

① 北西部

共同事業体を構成する2者が個別に収支表を作成しており、1者は支出の各科目にそれぞれの支払消費税込額、租税公課として消費税納付額（預り消費税－支払消費税）を記載し、他の1者は各科目に本体価格、租税公課として支払消費税と消費税納付額の合計額を記載している。このように2者で収支表の記載方法が異なるにもかかわらず、収支報告では各科目の数値を単純に合算して記載していた。

② 北東部

収支報告を税込で作成しているが、預り消費税が約5百万円、支払消費税が約1百万円であることから、消費税納付額は4百万円程度になるべきところ、租税公課として保険料（各種賠償責任保険等）相当額の8%（24,814円）しか記載していなかった。

③ 南部

収支報告を税抜で作成しているにもかかわらず、「市は支払消費税を支出として扱う」という誤った理解に基づき、非課税である人件費を除く支出に8%を乗じて算出した額324,945円を租税公課として不適切に計上していた。

これらの不適切な処理は、指定管理者の認識不足によるものであるが、施設所管組織が消費税の扱いについて明確な基準を示していないこともその要因と考えられる。

施設所管組織は、募集要項において、収支計画を税込・税抜のいずれで作成すべきか明記しないまま、記入例の支出欄に「租税公課経費（例）消費税」と記載していた。そのため、ここでいう「消費税」が「支払消費税」「消費税納付額」のいずれであるのか判断できず、北西部や南部における不適切な記載が生じたと考えられる。

(2) 各科目に計上すべき費用の基準の不備

① 北西部

公益社団法人尼崎市シルバー人材センターは、一般管理費として人件費の10%を計上することとした上で、その結果収支が赤字になるようであれば、赤字額を一般管理費から差し引いて収支差額が0円となるよう調整していた。

尼崎中高年事業株式会社は、一般管理費として法人の本社部門経費を売上高で按分した額を計上していた（平成28年度実績で人件費の約15%に相当）。

② 北東部

一般管理費として人件費の5%を計上することとした上で、北西部と同様の収支差額の調整を行っていた。

「〇〇費の〇%を一般管理費とする」という考え方の趣旨は、本社部門経費について指定管理業務に係るものを正確に算出することは困難であり、市がこれを確認する上でも多大の事務量を要することから、合理的な基準による金額を便宜的に認めることにある。したがってその基準は、当該指定管理業務を実施するに当たって合理性が認められる数値に定められるべきところ、北西部の2者及び北東部でその数値は大きく異なり、合理性の検証が適切になされたものであるか疑わしい。

また、南部においては一般管理費に実費のみを計上しているため、事業者間の公平な比較が困難となっている。

市において、本来の実費計上を基本に一般管理費に該当する費用を明確に示すか、「〇〇費の〇%」という形での計上を認める場合、合理的・統一的な基準を定めるべきである。

また、「収支差額の調整」は、収支の実態を不明瞭にする不適切な処理である。

③ 南部

「設備等修繕経費」として次のとおり記載されていた。

| | | | |
|---------|---------|----------|------------|
| 設備等修繕経費 | 駐輪場の修繕費 | 425,000円 | 1,132,004円 |
| | その他 | 707,004円 | |

「その他」の内容は駐輪機のリース料であったが、これは募集要項で「使用料及び賃借料」に計上するよう示されているものである。基本協定において設備等修繕経費については70万円（税込）までを指定管理者負担とする旨定めているところ、収支報告にこれを超える113万円（税抜）が計上されていたのであるから、施設所管組織は当然内容を確認すべきであった。

以上、収支報告に種々疑義が見られるにもかかわらず、施設所管組織は指定管理者に確認し修正を求めるといった対応を行っていなかった。現状では、収支報告の作成基準が不明確かつ不統一であるため、収支内容の検証が困難となっているばかりでなく、指定管理者の不適切な処理を誘発している状況と考えられる。

【求める措置】

指定管理者制度の運用に当たっては、施設管理の代行者である指定管理者が行った業務についてモニタリングを実施し、十分な検証を行うことが市の責務であるとの理解のもと、評価検証を念頭においた収支報告書の作成基準を設定し、モニタリング機能の強化に努めるよう要求する。